

福祉のてびき

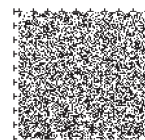
福祉・保健サービスガイド

令和6年度 改訂版



鳥 取 市

スマートフォン等のアプリケーションにより活字文書の読み上げを行う「Uni-Voice」を掲載しています。



ごあいさつ



市民の皆さまには、日頃から市政の運営に深いご理解とご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

我が国では、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、社会的孤立を背景とした福祉課題はますます複雑なものとなっており、既存の枠組みでは対応できない課題へ取り組むため、様々な制度改革が行われています。

本市でも、まちづくりの目標に「誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち」を掲げ、社会保障制度の改革に対応し、適正な制度運営に努めながら、福祉・保健サービスを実施してまいりました。

また、地域における課題解決や新たな社会資源の創出のため、あらゆる関係機関等が分野を超えて密接に連携する「鳥取市地域共生社会推進会議」を設置し、「地域共生社会」の推進に努めているところです。

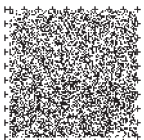
このたび、福祉の相談窓口や福祉・保健サービスをわかりやすくご紹介、ご説明した“福祉のてびき”の令和6年度改訂版を刊行いたしました。

本書が、市民の皆さまをはじめ広く関係者の方々にも活用され、より豊かな暮らしにつながることを願っています。

令和7年1月

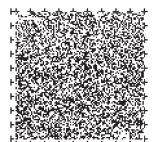
鳥取市長

高橋 孝彦



鳥取市福祉のてびき もくじ

① 高齢者のために	1
1 介護保険制度について	1
2 高額医療・高額介護合算制度	11
3 地域包括支援センター	12
4 高齢者のための福祉サービス	13
5 高齢者の健康づくり	23
② 障がいのある人のために	26
1 相談したいときは	26
2 障がい者手帳の交付を受けたいときは	29
3 障がいのある人のための福祉サービス	30
4 福祉用具、日常生活用具の支給等について	35
5 医療助成について	36
6 社会参加の推進のために	36
7 障がいのある人の予防接種について	38
8 その他の事業について	39
9 手当・年金等について	41
10 障害者福祉センター（さわやか会館）について	43
11 鳥取市障がい者福祉週間等について	43
③ 児童・ひとり親家庭のために	44
1 児童育成のために	44
2 ひとり親家庭のために	48
3 子どもの健康づくり	50
④ 生活に困られている人のために	56
1 生活保護	56
2 生活困窮者の支援	57
⑤ 戦傷病者・戦没者の遺族のために	58
1 戦傷病者・戦没者の遺族への援護	58
⑥ 心の健康に悩みのある人のために	59
1 心の健康や、精神疾患、精神障がいについて	59
⑦ 保健・医療事業	61
1 成人の健康づくり	61
2 救急医療	66
3 医療費助成について	67
⑧ 国民健康保険	72
1 国民健康保険制度について	72
⑨ 国民年金	79
1 老後や万一の場合に備えて知っておきたい知識	79
⑩ 後期高齢者医療制度	82
1 後期高齢者医療制度について	82
⑪ 関連施設	90
福祉センター、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所	90
⑫ 各種相談窓口	93
社会福祉協議会、相談センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、相談窓口	93



1 高齢者のために

1 介護保険制度について

問
い
合
わ
せ

長寿社会課(本庁舎) 介護保険係 ☎0857-30-8212
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください)

1 介護保険に加入する人

年齢によって第1号被保険者と第2号被保険者に分けられ、保険料の納め方などが異なります。

- ⑦ 65歳以上の人(第1号被保険者)
- ① 40歳～64歳の医療保険に加入している人(第2号被保険者)

2 保険料の決め方・納め方

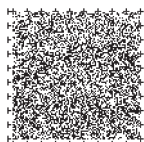
●65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

令和6年度～令和8年度にどのくらい介護サービス等が必要かによって算出した保険料の基準額は次のとおりです。保険料は、基準額をもとに被保険者ごとに所得などに応じて決まります。

基準額(年額) 73,200円

世帯状況は各年度の4月1日時点(年度途中で資格取得した場合は、資格取得日)の住民登録で判断します。

保険料段階	該当する人		算定方法	年間保険料額
1	本人が市民税非課税	⑦ 生活保護受給者 ① 老齢福祉年金受給者 ② 本人の前年の公的年金等収入額(※1)とその他の合計所得金額(※3)の合計が80万円(※4)以下	基準額×0.285	20,862円
2		本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下	基準額×0.485	35,502円
3		本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.685	50,142円
4	世帯に市民税課税者がいる	本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円(※4)以下	基準額×0.85	62,220円
5		本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円(※4)超	基準額	73,200円
6	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額(※2)が120万円未満	基準額×1.2	87,840円
7		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.35	98,820円



保険料 段 階	該当する人		算定方法	年間 保険料額
8	本人が 市民税課税	本人の前年の合計所得金額が210万円以上 320万円未満	基準額×1.65	120,780円
9		本人の前年の合計所得金額が320万円以上 420万円未満	基準額×1.85	135,420円
10		本人の前年の合計所得金額が420万円以上 520万円未満	基準額×2	146,400円
11		本人の前年の合計所得金額が520万円以上 620万円未満	基準額×2.1	153,720円
12		本人の前年の合計所得金額が620万円以上 720万円未満	基準額×2.3	168,360円
13		本人の前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4	175,680円

※1 公的年金等収入額…国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、非課税となる年金（障害年金・遺族年金等）は含まれません。

※2 合計所得金額…税法上の合計所得金額（税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などを行う前の金額）から、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額。

※3 その他の合計所得金額…合計所得金額（※2）から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額。給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

※4 令和7年4月より、80万9千円に見直しされる予定です。

※保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

保険料は、原則として年金から引き去り（特別徴収）されますが、受給している年金の種類や額によって、納付書で納めていただく（普通徴収）場合があります。

- ・特別徴収…老齢基礎年金、遺族年金、障害年金を受給されている人で、年金額が年額18万円以上の人は、年金から引き去りします。（偶数月に年6回）
- ・普通徴収…年金額が年額18万円未満の人は、市から送付される納付書により金融機関などの窓口で納めます。（7月～翌年2月まで、8回）

☆年金額が年額18万円以上の人でも、次のような場合は、普通徴収になります。

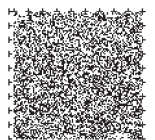
- ア 年度の途中で65歳になったとき又は市外から転入したとき
- イ 年度の途中で保険料段階又は年金種類が変更になったとき
- ウ 年金が一時差止、支払調整又は支給停止になったとき

●40歳～64歳の人（第2号被保険者）の保険料

保険料は、現在加入している医療保険の保険料とあわせて納めます。

保険料の金額は、加入している医療保険によって異なります。

年度の中で40歳になった場合は、誕生月（誕生日が1日の場合は前月）から納めます。



●保険料の減免・軽減制度

ア 保険料の支払猶予・減免

被保険者本人又はその世帯の生計中心者が、災害、疾病、失業、不作などにより一時的に保険料の支払いが困難になった場合、申請により保険料の支払猶予又は減免を受けられることがあります。

イ 保険料の軽減

収入の少ない人を対象にした軽減制度を設けています。保険料段階が第1段階で、下記の条件を全て満たす人が対象です。

- I 生活保護又は中国残留邦人などの支援給付を受給していない。
- II 本人と家族に市民税が課されていない。
- III 市民税が課されている人に扶養されていない。
- IV 市民税が課されている人と生計をともにしていない。
- V 本人と家族の前年1年間の収入額及び今年1年間の収入見込額がともに65万円（世帯員が3人以上の場合は、3人目から1人につき17.5万円を加算する。）以下である。
- VI 資産などを活用しても、生活が困窮している状態（預貯金は、1人当たり350万円以下であること。）と認められる。

軽減の対象となった人の保険料は、年額10,431円（第1段階の1/2）となります。

●保険料を滞納すると

ア 1年以上滞納した場合

サービスを利用したときに、いったん全額を支払います。その後、申請により保険給付相当分（7割、8割又は9割）が払い戻されます。

イ 1年6カ月以上滞納した場合

滞納している保険料の金額相当分が保険給付される金額から差し引かれることとなります。

ウ 2年以上滞納した場合

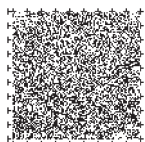
徴収権が時効により消滅することで、保険料を支払うことができなくなります。その場合は、保険料未納期間に応じて、サービス費用の自己負担額が引き上げられるほか、その間は高額介護サービス費の支給等も受けられなくなります。

3 サービスの利用

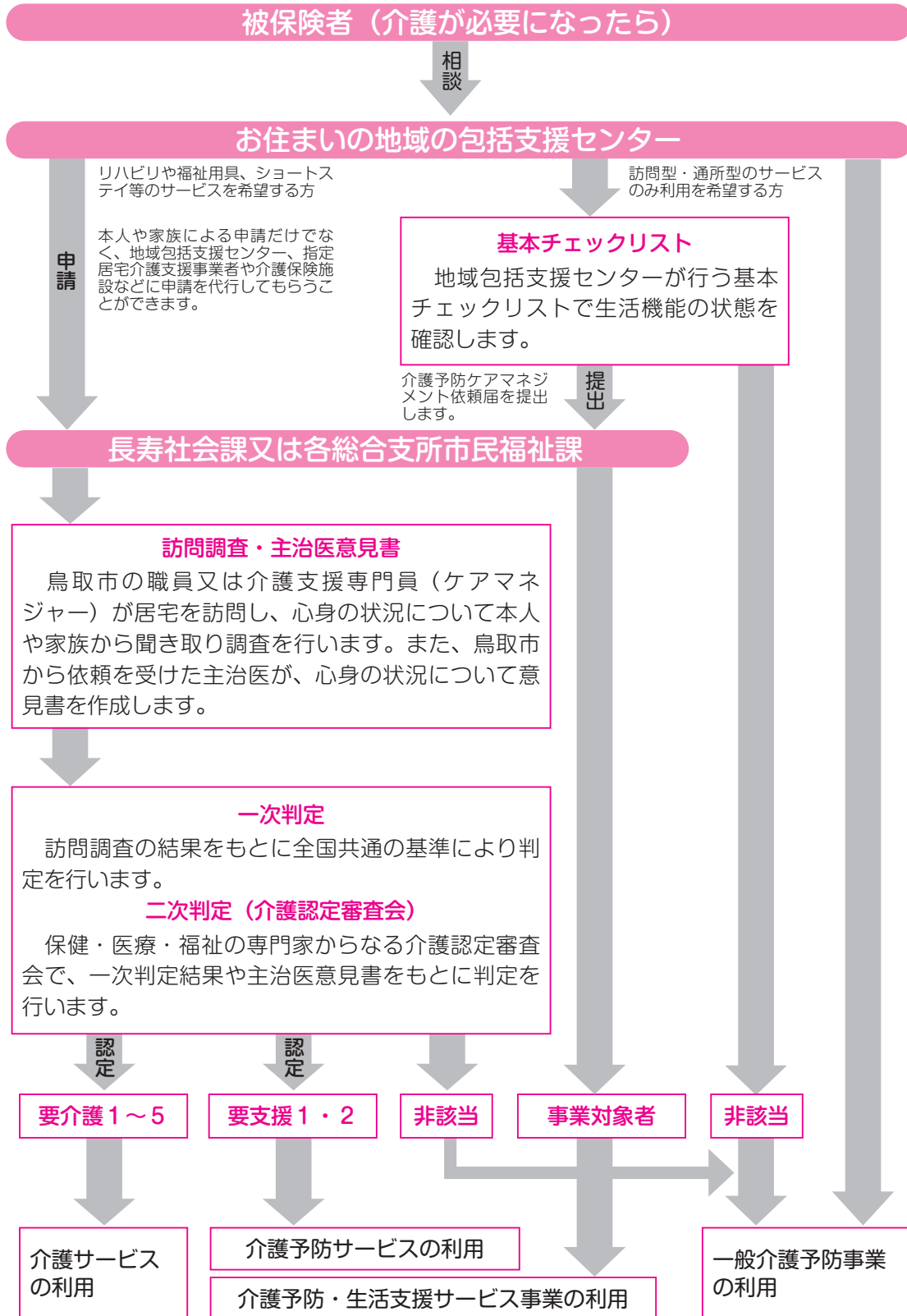
介護が必要になった場合は、まずお住まいの地域の包括支援センターに相談してください。相談の結果、介護保険サービスの利用を希望する場合は、長寿社会課又は各総合支所市民福祉課で要介護・要支援認定の申請をします。

申請に対する認定は、原則として申請日から30日以内に行われます。ただし、特別の理由がある場合は、30日以内に被保険者に見込期間と理由を通知したうえで、延期されることがあります。なお、認定は、申請の日までさかのぼって有効となります。

また、介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合は、地域包括支援センターが行う基本チェックリストで生活機能の状態を確認します。基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方は、介護予防ケアマネジメント依頼届を提出することで、要介護・要支援認定の手続きを経ることなく介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用することができます。

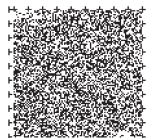


●サービスの利用手順



居宅介護支援事業所のケアマネジャーがサービス計画を作成します。

地域包括支援センターの職員がサービス計画を作成します。



認定有効期間・更新について

認定有効期間は、原則として申請した月及びその後6カ月間（申請が月の初日の場合は、その月を含めて6カ月間）です。新規申請・変更申請の場合は1年、更新申請の場合は4年まで有効期間が延長されることがあります。引き続き介護が必要な方は、有効期限が終了する60日前から更新申請することができます。

なお、事業対象者の有効期限は、認定有効期間と同じ6カ月間です。再び基本チェックリストにより基準に該当することが確認できれば（再度の基本チェックリストは、有効期間が終了する30日前から実施可能）、6カ月間延長することができます。

●利用できるサービスの限度額

サービスが利用できる上限額（支給限度額）は、認定された要介護度によって決まります。介護支援専門員（ケアマネジャー）又は地域包括支援センター職員と相談しながら利用してください。

【居宅サービス等】

認定区分	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額 (1カ月あたり)	50,320円	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円

※短期入所サービスの利用は、要介護認定などの有効期間内において、原則としてその半分の日数を超過して利用することはできません。また、連続利用は、最大30日までです。

【施設サービス】

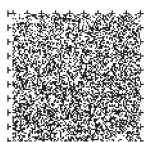
利用料は、要介護度や入所されている施設の種類などによって異なります。

●利用できるサービス

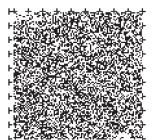
【居宅サービス】

色なしは、要介護1～5の人、 は、要支援1・2の人が利用できるサービスです。なお、事業対象者は、訪問型サービス、通所型サービスのみ利用できます。

	サービスの種類	内 容
1	訪 問 介 護	ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、入浴や排泄、食事などの身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。
	訪 問 型 サ ー ビ ス	
2	夜 間 対 応 型 訪 問 介 護	夜間に定期的に巡回する訪問介護と、利用者から連絡を受けて随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。
3	訪 問 入 浴 介 護	浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護をします。
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	
4	訪 問 看 護	医師の指示のもとに、看護師などが家庭を訪問して療養上のお世話などを行います。
	介 護 予 防 訪 問 看 護	
5	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	医師の指示のもとに、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、リハビリテーションを行います。
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	



	サービスの種類	内 容
6	居 宅 療 養 管 理 指 導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、療養上の管理や指導をします。
	介護予防居宅療養管理指導	
7	福 祉 用 具 貸 与	福祉用具の貸し出しを行います。 <対象となる福祉用具> 車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動リフト、手すり、歩行器、歩行補助杖、スロープ（取付け工事のいないもの） ※下線の用具は、原則、要介護2～5の人が対象。
	介護予防福祉用具貸与	
8	通 所 介 護	デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事、機能訓練その他日常生活に必要な介護をします。
	通 所 型 サ ー ビ ス	
9	地 域 密 着 型 通 所 介 護	定員が18人以下の小規模な通所介護です。
10	通所リハビリテーション	医師の指示のもとに、施設などで、理学療法士や作業療法士などがリハビリテーションを行います。 介護予防通所リハビリテーションでは、運動器の機能向上や栄養改善などを目的とした介護予防のサービスも選択し利用できます。
	介護予防通所リハビリテーション	
11	認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事その他日常生活に必要な介護をします。
	介護予防認知症対応型通所介護	
12	短 期 入 所 生 活 介 護	短期間、特別養護老人ホームなどの施設に入所していただき、介護をします。
	介護予防短期入所生活介護	
13	短 期 入 所 療 養 介 護	短期間、介護老人保健施設などの施設に入所していただき、医学的管理のもとでの介護をします。
	介護予防短期入所療養介護	
14	小規模多機能型居宅介護	事業所で入浴や食事その他の日常生活に必要な介護を行う「通い」のサービスのほか、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスです。
	介護予防小規模多機能型居宅介護	
15	特 定 福 祉 用 具 購 入	排泄や入浴など貸与になじまない5種類の福祉用具（腰掛便座など）及びスロープ、歩行器、歩行補助杖の購入費の一部を支給します。支給対象限度額は、1年間に10万円です。
	特定介護予防福祉用具購入	
16	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて、ホームヘルパーなどが要介護者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の世話をしたり、看護師などが療養上の世話又は必要な診療の補助などの看護を行います。
17	看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護と小規模多機能型居宅介護など複数のサービスを組み合わせて、効果的なサービスを提供します。
18	住 宅 改 修	自宅で生活するために必要な手すりの取付け、段差の解消など小規模な住宅改修費の一部を支給します。（新築や増築は対象になりません）工事前に申請が必要です。事前に介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。支給対象限度額は、20万円です。
	介護予防住宅改修	



【施設・居住系サービス】

	サービスの種類	内 容	利用できる人
19	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、家庭での介護が困難な寝たきりや認知症の人に対し、介護を行う施設です。	要介護3～5
20	地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。常に介護が必要で、家庭での介護が困難な寝たきりや認知症の人に対し、介護を行う施設です。	要介護3～5
21	介護老人保健施設	比較的病状が安定し、介護や看護を必要とする人に対し、看護、医学的管理のもとでの介護やリハビリテーションなどを行い、在宅復帰をめざすための施設です。	要介護1～5
22	介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。	要介護1～5
23	特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホームやケアハウスなどに入居している人に、その施設が行う介護などのサービスも介護保険サービスとなります。	要介護1～5
	介護予防特定施設入居者生活介護		要支援1～2
24	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29名以下の小規模の要介護者専用の特定施設において介護などを行うサービスです。	要介護1～5
25	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の人が、少人数で共同生活を営めるよう介護などのお世話をします。	要介護1～5
	介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)		要支援2

4 サービスを利用したときの自己負担

介護保険負担割合証

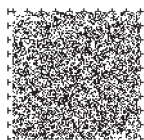
サービスを利用したときは、かかった費用の1割をサービスの提供を受けた事業者に支払います。ただし、下記の所得のある人は、2割又は3割負担になります。なお、サービスの種類によっては、居住費や食費などが実費負担となります。

ア 3割負担になる人

65歳以上の方で合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人

イ 2割負担になる人

65歳以上の方で合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人



低所得の人などへの負担軽減制度

次の①と②の軽減制度を受けるときは、申請をして、市が発行する「認定証」などの交付を受け、サービスを受けるときに事業者へ提示する必要があります。

申請先 ● 長寿社会課又は各総合支所市民福祉課

● 居住費・食費の利用者負担軽減……①

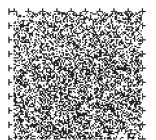
(本人・配偶者・その他世帯全員が非課税、預貯金要件あり)

介護保険負担限度額認定証

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院への入所、短期入所生活介護、短期入所療養介護の居住費（滞在費）・食費について、次のとおり負担限度額が決められます。

段階	対象	負担限度額（1日あたり）		
		居住費・滞在費	食費	
第1段階	生活保護を受けている人	ユニット型個室	880円	300円 (短期入所：300円)
		ユニット型個室的多床室	550円	
		従来型個室	特養等 380円 老健・医療院等 550円	
		多床室	0円	
第2段階	本人・配偶者・世帯全員が市民税非課税	ユニット型個室	880円	390円 (短期入所：600円)
		ユニット型個室的多床室	550円	
		従来型個室	特養等 480円 老健・医療院等 550円	
		多床室	430円	
第3段階①	本人・配偶者・世帯全員が市民税非課税	ユニット型個室	1,370円	650円 (短期入所：1,000円)
		ユニット型個室的多床室	1,370円	
		従来型個室	特養等 880円 老健・医療院等 1,370円	
		多床室	430円	
第3段階②	本人・配偶者・世帯全員が市民税非課税	ユニット型個室	1,370円	1,360円 (短期入所：1,300円)
		ユニット型個室的多床室	1,370円	
		従来型個室	特養等 880円 老健・医療院等 1,370円	
		多床室	430円	

- ・ 配偶者が別世帯にいる場合も、その配偶者を含めます。
 - ・ 第2号被保険者は、段階に関わらず預貯金等の合計額が1,000万円（配偶者がいる場合は2,000万円）以下です。
- ※令和7年8月より、80万9千円に見直しされる予定です。



申請に必要なもの

本人確認書類（顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点）、本人の印鑑（委任状にご本人が自署する場合は必要ありません。）、本人及び配偶者の通帳等の写し

【居住環境の種類】

ユニット型個室	食事や談話ができる共同生活スペースを併せ持ち、一定の基準を満たした完全な個室
ユニット型 個室的多床室	食事や談話ができる共同生活スペースを併せ持つが、一定の基準を満たしていない個室
従来型個室	食事や談話ができる共同生活スペースがない個室
多床室	上記のいずれにも該当しない、定員2人以上の部屋

●社会福祉法人等による利用者負担軽減……②

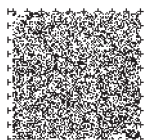
社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

市民税非課税世帯で、世帯収入や預貯金などが一定条件にあてはまる人については、介護サービス費（1割負担分）、居住費（滞在費）及び食費が軽減されます。

ただし、居住費（滞在費）及び食費の軽減が受けられるのは、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費の支給を受けている方（①の負担軽減を受けている方）に限ります。

軽減率	利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金を受給している場合は2分の1）
対象となるサービス	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）、介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業

※生活保護を受けている人については、上記のサービスのうち短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）及び介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設）の個室の居住費（滞在費）が100%軽減されます。



申請に必要なもの

本人確認書類（顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点）、本人の印鑑（委任状にご本人が自署する場合は必要ありません。）、本人及び同一世帯員の通帳の写し

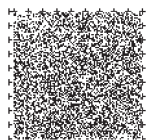
●高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険サービスを利用されたときの自己負担額が下記の所得区分による上限額を超えたときは、差額分が高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。ただし、本人の実費負担となる食費・居住費・日常生活費や福祉用具購入費・住宅改修費などは除きます。また、同一世帯内に2人以上の要介護者がいる場合は、合算することができます。

対象となる方	世帯上限額 (1カ月当たり)
課税所得690万円以上	140,100円
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
一般（上記以外の住民税課税世帯の方）	44,400円
世帯全員が市民税非課税	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ●前年の公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円※以下の人 ※令和7年8月より、80万9千円に見直しされる予定です。 ●老齢福祉年金を受給している人 	15,000円（個人）
<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護を受けている人 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 	15,000円（個人） 15,000円（世帯）

上記に該当し、支給対象となった方には、鳥取市から申請書を郵送します。

高額介護（介護予防）サービス費の申請は、一度行えば、その後は上限額を超えたとき、申請された口座に支給します。



2 高額医療・高額介護合算制度

問
い
合
わ
せ

長寿社会課(本庁舎) 介護保険係 ☎0857-30-8212
保険年金課(本庁舎) 国民健康保険係 ☎0857-30-8222
長寿医療係 ☎0857-30-8225
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

1 高額医療・高額介護合算制度について

高額医療・高額介護合算制度は、両方の自己負担額を世帯で合計して、自己負担限度額を超えた場合に支給される仕組みです。

●算定の対象となる自己負担額

8月1日～翌年7月31日の期間(12カ月)において、介護サービス及び医療の両方に自己負担額がある世帯が対象です。

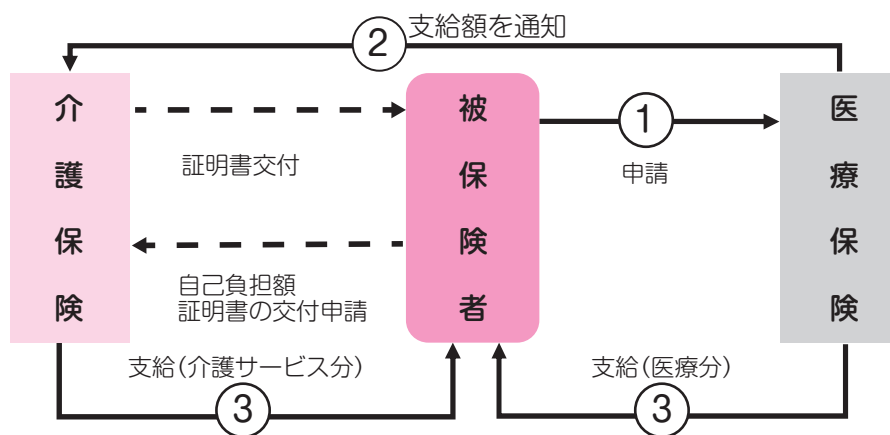
世帯内で「同一の医療保険」に加入している人の自己負担額を合算することができます。同じ世帯でも国民健康保険、職場の健康保険、後期高齢者医療制度では、それぞれ別の世帯として算定されます。

※なお、食費、差額ベッド代、介護施設の居住費など保険が使えない費用は、対象外となります。

●各世帯の自己負担限度額

自己負担限度額は、8月1日～翌年7月31日の期間(12カ月)で算出します。医療保険の所得区分に応じた自己負担限度額の詳細や運用など、詳しいことは、お問い合わせください。

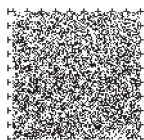
2 申請から支給までの流れ



申請に必要なもの

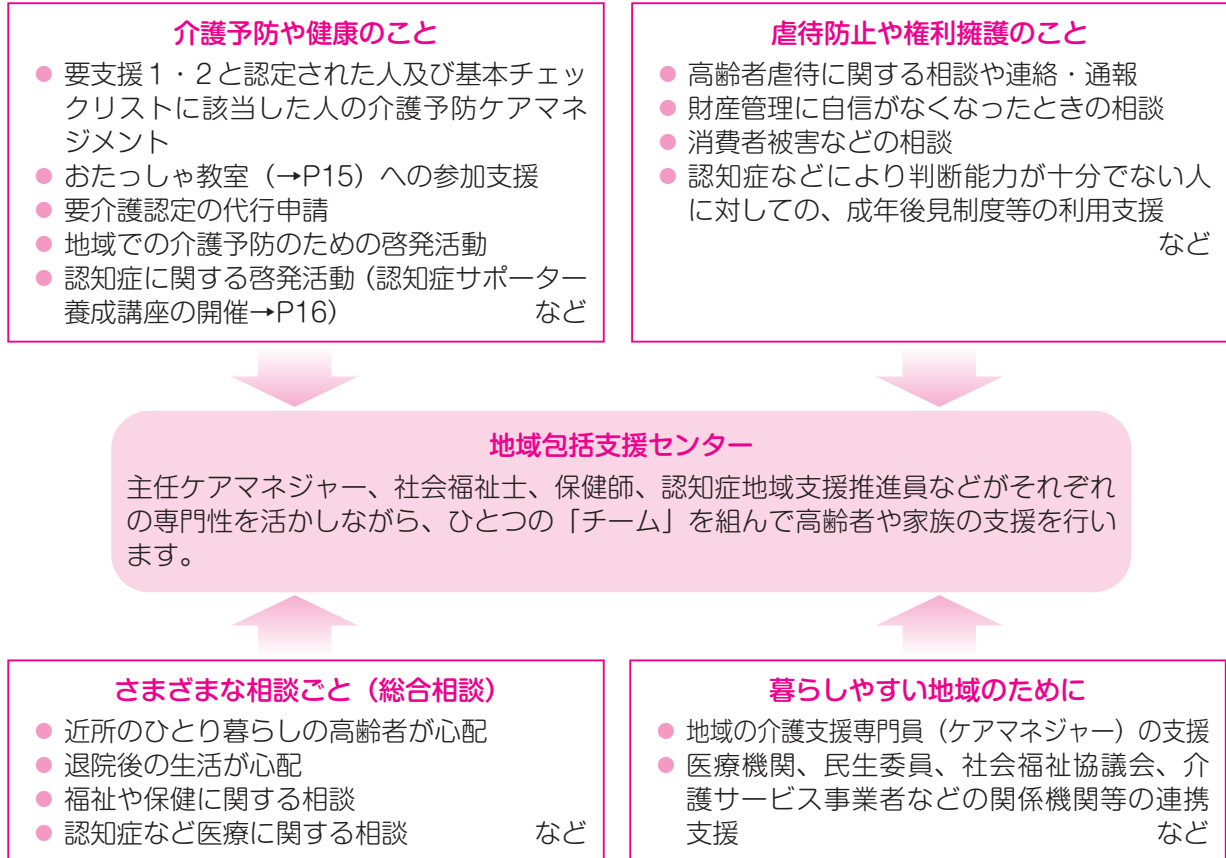
保険年金課又は各総合支所市民福祉課の窓口以下列のものをお持ちください。

本人確認書類(顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点)、支給される場合の振込先となる銀行口座がわかるもの、本人の印鑑(委任状にご本人が自署する場合は必要ありません。)



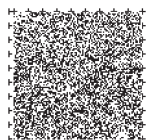
3 地域包括支援センター

住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面で支援を行うための総合相談機関です。



1 利用方法 各担当センターへ

名称	所在地	担当区域 (中学校区)	電話番号
鳥取市中央 包括支援センター	幸町71番地 (市役所本庁舎1階)	市全域	(0857) 20-3457
鳥取北地域 包括支援センター	秋里1181番地 (デイサービスセンター鳥取北内)	北、中ノ郷	(0857) 20-2205
鳥取西地域 包括支援センター	西品治280番地1 (鳥取西デイサービスセンター内)	西	(0857) 50-0717



名 称	所 在 地	担当区域 (中学校区)	電話番号
鳥取南地域 包括支援センター	的場二丁目1番地 (鳥取市南デイサービスセンター内)	南	(0857) 54-1023
鳥取桜ヶ丘地域 包括支援センター	津ノ井256番地2 (鳥取市桜ヶ丘デイサービスセンター内)	桜ヶ丘	(0857) 51-1250
鳥取東地域 包括支援センター	滝山374番地1 (鳥取市東デイサービスセンター内)	東	(0857) 30-5711
鳥取湖東地域 包括支援センター	湖山町西一丁目512番地 (学習・交流センター2階)	湖東	(0857) 30-0080
鳥取高草地域 包括支援センター	服部204番地1 (特別養護老人ホームはまゆう内)	江山学園、高草、 湖南学園	(0857) 51-8112
鳥取市南部地域 包括支援センター	用瀬町別府96番地2 (用瀬保健センター内)	河原、千代南	(0858) 76-2351
鳥取市西部地域 包括支援センター	気高町浜村8番地8 (気高町老人福祉センター内)	気高、鹿野学園、 青谷	(0857) 30-7780
鳥取市東部地域 包括支援センター	鳥取市国府町糸谷15番地1 (谷地区公民館内)	国府、福部未来学園	(0857) 50-0280

4 高齢者のための福祉サービス

1 高齢者の安全、安心な在宅生活のために

問
い
合
わ
せ

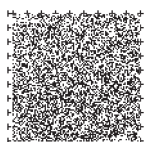
長寿社会課(本庁舎) 管理係 ☎0857-30-8211
 介護保険係 ☎0857-30-8212
 鳥取市中央包括支援センター ☎0857-20-3457
 各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●安心ホットラインサービス

急病や災害などの緊急事態に、簡単な操作による通報で、協力員などの助けが受けられるように連絡調整します。

対 象 者 ● おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯など

利 用 料 ● 300円、800円/月(所得に応じ異なります。生活保護世帯は、無料)



●ひとり暮らし高齢者等福祉電話設置援助サービス

安心ホットラインサービスを受ける必要があるが、経済的に電話開設・維持の自己負担が困難な人に、必要な機器などを無償貸与するとともに費用の一部を助成します。

- 対象者** ●安心ホットラインサービスの利用が必要で、低所得のため、現に電話を開設できていない市民税非課税世帯の人（従来からの適用者は、この限りではありません。）
- 自己負担** ●毎月の電話通話料（設置費、基本料金等については、市が負担します）

●ふれあい型食事サービス

各地域のボランティアの協力により、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、身体に障がいがある人などを対象とした食事サービスを通し、安否確認を行います。

- 問い合わせ・申し込み** ●市社会福祉協議会（地域福祉課）☎0857-24-3180
- 各総合福祉センター（93ページをご覧ください。）又は民生委員・児童委員

●軽度家事援助サービス

本人等の意欲減退などによるものではなく、本人や家族の急な病気などにより一時的に生活機能が低下した人に、援助員を派遣し、軽度な家事援助を行います。

- 対象者** ●おおむね65歳以上の市民税非課税世帯ひとり暮らしの高齢者などで、本人や介護者の骨折、病気などで一時的に生活機能が低下し、炊事、洗濯、掃除、ゴミ出しなどの軽度な家事の援助が必要な人。ただし、介護保険サービスで対応出来るものは、介護保険サービスの利用を優先します。
- 利用時間** ●11時間／月まで
- 利用料** ●80円／30分（生活保護世帯は、無料）

●生活管理指導短期宿泊サービス

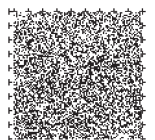
要介護・要支援の状態になるおそれのある高齢者が、養護老人ホームに宿泊し、生活習慣などの指導を受けられます。

- 対象者** ●基本的な生活習慣が十分でないことにより生活機能が低下し、要介護・要支援状態になるおそれのある、おおむね65歳以上の高齢者（要介護、要支援認定者を除く。）
- 利用期間** ●21日／年まで
- 利用料** ●（基本料）708円／日
●（食事料）朝食：445円／食、昼・夕食：500円／食
- 問い合わせ** ●鳥取市中央包括支援センター ☎0857-20-3457

●高齢者日常生活用具購入費の助成

認知症などにより火の管理に不安のある高齢者などが、火事の予防につながる用具を購入する費用の一部を助成します。

- 対象者** ●おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者などで、認知症などにより火の管理に不安のある市民税非課税の世帯
- 助成対象用具** ●電磁調理器、自動消火器のうち1品目で、数量の制限があります。
- 助成額** ●電磁調理器上限3万円、自動消火器上限2万円のうち、10分の9に相当する額



●高齢者の一時保護

虐待により生命の危機に直面している高齢者を、施設で一時的に保護します。

対象者 ●虐待により生命の危機に直面していて、頼るべき親族などがいない高齢者など

利用料 ●食費等別途利用料がかかります。

●おたっしや教室

65歳以上の高齢者を対象に、運動指導や栄養指導、口腔ケア指導、認知症予防を目的とした教室を開催します。

対象者 ●65歳以上の高齢者（医師から運動制限を受けている人、介護保険の通所系サービス、リハビリテーションを利用している人を除く。）

教室の内容 ●3か月間（1回あたり2時間程度、全12回）で運動や栄養、歯と口の健康を目的とした講話と実技を内容とした通所型集団運動教室
●必要な人には送迎を行います。

利用料 ●1回 500円

問い合わせ ●各地域包括支援センター（12ページをご覧ください。）

●あんしん介護相談員の派遣

介護保険サービスが提供されている施設や事業所へ相談員を派遣し、利用者のサービスに対する疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業者におけるサービスの質的な向上を図ります。

●高齢者等公共交通利用支援事業

高齢者の外出支援のため、日ノ丸自動車株式会社及び日本交通株式会社が販売する高齢者向けバス定期券を割引で購入できます。

対象者 ●65歳以上の高齢者または運転免許証返納者

購入申し込み ●鳥取駅前バスターミナル ☎0857-27-1022

●寝具丸洗い乾燥サービス

病気を防ぎ、心身ともに健康な生活を送ってもらうために、寝具の丸洗いなどを行います。

対象者 ●65歳以上で要介護1～3の在宅の市民税非課税の高齢者のみの世帯の人（年2回）
●65歳以上で要介護4又は5の在宅の人（年4回）

利用回数等 ●1回につき、掛け布団、敷き布団、毛布を組み合わせ計3枚まで（組み合わせにより3枚とまらない場合もあります。）

利用料 ●羽毛掛け布団300円/枚、掛・敷布団200円/枚、毛布100円/枚

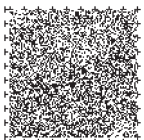
●高齢者のための居住環境整備費に対する助成

介護の必要な高齢者の日常生活の利便や安全を図るための改修工事費用の一部を助成します（新築・増築及び高齢者の生活動線上以外の工事は、対象外）。

対象者 ●介護保険要介護・要支援認定を受けた人で、本人及び同一住所を有する家族全員が市民税非課税

助成額 ●対象工事費のうち20万円までは3分の2、20万円超から80万円までは2分の1（上限43万3千円）

その他 ●この助成のほかに、介護保険で住宅改修費の給付制度があります。
●工事着工前に申請が必要です。



●住宅改修指導サービス

高齢者のための居住環境整備費に対する助成を受ける人の住宅改修の疑問や不安を解消するため、建築士を派遣し、専門的な視点から改修内容についての助言を行います。

●法定後見の市長申立

成年後見制度の利用が必要な人で、本人及び親族による申立ができない場合は、市長による法定後見の開始申立ができます。

対象者 ●判断能力が十分でない高齢者等で、申立を行う人がいない人

自己負担 ●申立費用や選任された後見人などへの報酬（資力に応じ、費用の一部又は全部が助成されます。）

●成年後見制度利用支援

市長申立以外でも、申立費用や選任された成年後見人等への報酬の支払いが困難な人に、申立費用や報酬の一部又は全部を助成します。

対象者 ●生活保護を受けている等により、申立費用や選任された成年後見人等への報酬の支払いが困難と認められる人

●おれんじドア

認知症の本人によるピアサポートです。認知症の本人同士の出会いを大切にし、本人にとって良い情報を伝えあい、認知症とともに新たな暮らしをスタートできる入り口となる場所です。個別相談とグループ相談があります。

とき ●毎月第4木曜日

ところ ●渡辺病院南館1階（鳥取市東町三丁目307番地）または鳥取市役所
（とき・ところが変更になる場合があります。詳しくは、とっとり市報をご確認ください。）

●認知症サポーター養成講座

認知症に関する知識だけではなく認知症の人に関する正しい理解を持ち、認知症の本人やその家族などとともに活動する人が増えるよう、学校・企業・自治会などに講師を派遣し、出前講座を開催します。

対象者 ●学校、企業、自治会などおおむね3名以上のグループ

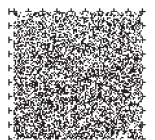
開催場所 ●会場の確保をお願いします。

問い合わせ ●各地域包括支援センター（12ページをご覧ください。）

●オレンジカフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、お茶等を楽しみながら気軽に立ち寄れる集いの場です。介護の相談だけではなく、認知症になっても安心して暮らし続けることができるよう情報交換をします。

問い合わせ ●各地域包括支援センター（12ページをご覧ください。）



●外国人高齢者福祉手当

国民年金が支給されないなど、低所得の外国人高齢者に対して、福祉手当を支給します。

- 対象者** ●大正15年4月1日以前に生まれ、昭和57年1月1日以前に国内に外国人登録をし、同日後に外国人住民として住民基本台帳に記録され、本市に居住する人で次の条件をすべて満たす人
- ア 生活保護を受けていない人
 - イ 第一種社会福祉事業の施設に入所していない人
 - ウ 公的年金などの受給年額が30万円以下の人又は受給していない人
- 支給額** ●2万5千円/月（公的年金などの受給者は、年金月額を差し引いた額）
- その他** ●本人、配偶者、扶養義務者の所得額などにより支給されない場合があります。

●愛の訪問協力員

ひとり暮らしの高齢者を愛の訪問協力員が定期的に訪問したり、安否確認などを行います。

- 対象者** ●おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者（希望者のみ）
- 問い合わせ・申し込み** ●市社会福祉協議会（地域福祉課） ☎0857-24-3180
- 各総合福祉センター（93ページをご覧ください。）
 - 民生委員・児童委員

●となり組福祉員

地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、地域の福祉に関する問題などをいち早くつかみ、地域での解決に結びつけたり、公的サービスにつなぐ活動を行っています。

- 問い合わせ・申し込み** ●市社会福祉協議会（地域福祉課） ☎0857-24-3180
- 各総合福祉センター（93ページをご覧ください。）

2 地域での自立した生活が不安な高齢者のために

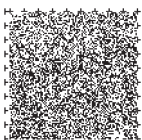
問
い
合
わ
せ

長寿社会課(本庁舎) 管理係 ☎0857-30-8211
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●養護老人ホーム

環境上及び経済的理由から居宅で養護を受けることが困難な、おおむね65歳以上の高齢者に入所措置を行います。

- 対象者** ●環境上及び経済的理由から入所措置が必要と入所判定委員会が認めた高齢者
- 入所措置施設** ●鳥取市養護老人ホーム「なごみ苑」
- ※必要に応じて、他の養護老人ホームへの入所も行います
- 利用料** ●（本人負担）無料～14万円/月まで（収入に応じて異なります。）
- （扶養義務者負担）扶養義務者（配偶者・子の中で1人）も、所得税額に応じた負担が、毎月必要です。



●生活支援ハウス

自立した生活を送ることはできるものの、高齢などのため独立して生活することに不安のある人に、相談機能や緊急時の対応機能がある住居を提供します。

- 対象者**
- 収入が250万円以下で、自立した生活を送ることができるが、高齢などのため独立した生活に不安のある、次の条件のいずれかを満たす人（必要に応じて、収入が250万円を超える場合であっても、一時的な入居ができます。）
 - ア 60歳以上のひとり暮らし高齢者
 - イ 60歳以上で夫婦のみの世帯
 - ウ 家族による援助を受けることが困難な高齢者
- 利用可能施設**
- いなば幸朋苑、ふれあいハウスたかくさ、青谷町高齢者生活福祉センター「やすらぎ」
- 利用料**
- 無料～5万円／月（収入に応じて異なります。）。ただし、食費や共益費が別途必要です。

●高齢者世話付住宅生活援助員派遣サービス

バリアフリーに配慮し、緊急時の通報機能などを備えた高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）の入居者に、生活援助員を派遣し、生活指導、相談などを行います。

- 対象者**
- 高齢者世話付住宅に居住する人
- 対象施設**
- 市営住宅（賀露、湖山、大森、材木、湯所）
- 利用料**
- 無料～4,900円／月（所得に応じて異なります。）

3 在宅で高齢者を介護する家族のために

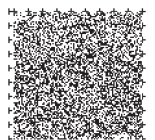
問
い
合
わ
せ

長寿社会課(本庁舎) 管理係 ☎0857-30-8211
鳥取市中央包括支援センター ☎0857-20-3457
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●ファミリー・サポート・センター（生活援助型）

高齢者世帯や介護の必要な高齢者と生活している人が、地域の中で安心して暮らしていただけるよう、手助けが必要な人と手助けができる人に会員登録をしていただき、簡単な家事等の援助が受けられるよう、お手伝いをします。

- 対象者**
- 依頼会員として事前に登録した人（65歳以上の高齢者）
 - 協力会員として事前に登録した人（依頼会員のお宅へ訪問し、援助できる人）
- 援助内容**
- 掃除、食事の準備・後片付け、病院への付添いなど、軽度で専門性を要しないもの（身体介護を伴う援助、送迎は行いません。）
- 利用料**
- 平日 午前7時～午後8時：600円／時間
 - 平日 午後8時～午前7時、土日・祝日、12 / 29～1 / 3：800円／時間
- 問い合わせ**
- 鳥取ファミリー・サポート・センター（さざんか会館1階）
☎0857-22-7474
 - 各総合福祉センター（93ページをご覧ください。）



●認知症高齢者家族やすらぎ支援サービス

認知症の在宅高齢者を介護する家族の心身の負担を軽減するため、支援員を派遣し、介護者の代わりに見守りを行い、話し相手となります。

対象者 ● 認知症の在宅高齢者を介護している家族。ただし、対象となる高齢者が身体介護を常時必要とする場合は、利用できません。

利用時間 ● 20時間／月まで

利用料 ● 100円／30分（生活保護世帯は、無料）

●家族介護用品購入費の助成

高齢者を在宅で介護する家族の経済的負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品の購入に使えるクーポン券を交付します。

対象者 ● 要介護4又は5の市民税非課税の高齢者と同居し、在宅で介護する市民税非課税世帯の家族

助成額 ● 年間7万5千円（年度を3期に分け、1期につき2万5千円の交付）

●認知症高齢者等位置検索システム利用支援サービス

認知症等によりひとりでの外出が不安な高齢者が、安心して外出するための位置検索サービスを利用する際の初期費用の一部を助成します。

対象者 ● 市内在住で認知症等によりひとりでの外出が不安な高齢者及びその家族

助成額 ● 上限1万円

●認知症高齢者等安心見守り登録事業

認知症によりひとりでの外出することに不安のある人やトラブルに巻き込まれる心配のある人を、登録していただき、認知症になっても安心して外出できるような仕組みを作りながら、万が一の場合に備えるための事業です。

登録方法 ● 本人の顔写真と全身写真の2枚をお持ちになり、本人、家族、親族又は支援者が申請してください。

登録の流れ ● 登録情報は、市と警察署で保管し、行方不明になった場合に迅速に情報を活用します。

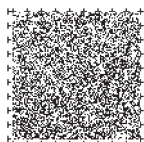
問い合わせ ● 各地域包括支援センター（12ページをご覧ください。）

●家族介護者への慰労金支給

介護保険サービスを利用しないで、高齢者を在宅で介護する家族に慰労金を支給します。

対象者 ● 過去1年間（3カ月以上入院している場合は、その期間を除く。）、介護保険サービスを利用していない（年7日間の短期入所サービスを除く）要介護4又は5で市民税非課税の高齢者と同居し、在宅で介護する市民税非課税世帯の家族

支給額 ● 10万円



●認知症家族の集い

認知症の人の家族のピアサポートの場です。認知症の本人も家族も希望を持って暮らせるよう、情報交換をしながら交流をします。

と き ● 毎月第3金曜日 午前10時～

と ころ ● 鳥取市役所
(とき・ところが変更になる場合があります。詳しくは、とっとり市報をご確認ください。)

●高齢者住宅整備資金の貸付

高齢者と同居する世帯に対し、高齢者のために住宅を増改築するための資金を貸し付けします。

対 象 者 ● 60歳以上の高齢者と同居している60歳未満の人

対 象 工 事 ● 高齢者の専用居室、浴室、台所、便所、廊下の増改築

貸 付 金 額 ● 50万～250万円

貸付利率等 ● 元利均等半年賦償還、年利3.5%以内（貸付時の財政融資資金の利率に応じて決定します。）

償 還 期 間 ● 10年以内（貸付額に応じて変わります。）

そ の 他 ● 連帯保証人が2人必要です。
● 工事着工前に申請が必要です。

4 高齢者の生きがいのために

問
い
合
わ
せ

長寿社会課(本庁舎) 管理係 ☎0857-30-8211
鳥取市中央包括支援センター ☎0857-20-3457
各総合支所市民福祉課（裏表紙をご覧ください。）
市社会福祉協議会 ☎0857-24-3180
各総合福祉センター(93ページをご覧ください。)

●介護支援ボランティア

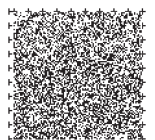
介護保険施設などでのボランティア活動を通じての、生きがいづくり・健康づくりを支援します。活動時間に応じて得られるポイントは、年間10,000円を限度に活動評価ポイント交付金として受け取ることができます。

対象となる人 ● 鳥取市在住で65歳以上の人

ボランティア活動の内容 ● 話し相手、レクリエーションの参加支援、施設の催事の手伝い、お茶出しや食事の配膳・下膳、清掃・草刈りの補助など

活動交付金 ● 評価ポイント1ポイント（活動1時間につき／1日2ポイントまで）あたり100円で上限10,000円／年

問い合わせ・登録先 ● 鳥取市ボランティア・市民活動センター
(鳥取市富安二丁目104-2 さざんか会館1階)
☎0857-29-2228



●老人クラブの活動への支援

老人クラブは、ボランティア活動、友愛活動、趣味の活動、健康増進事業などを通して、高齢期の生活を健康で豊かなものにするを目的に、地域で自主的に組織された団体です。

鳥取市では、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上のため、これらの老人クラブの活動に対し、支援・助成を行っています。

- 組織できる人** ● おおむね60歳以上の人
- 組織する人数** ● おおむね30人以上
- 問い合わせ** ● 市社会福祉協議会（地域福祉課）

●老人福祉センター

日常生活上の各種相談、教養の向上、健康増進などの便宜を総合的に提供する施設です。

施設名	所在地	申し込み先
高齢者福祉センター	富安二丁目104番地1	0857-29-5252
国府町老人福祉センターあかね荘	国府町麻生4番地2	0857-22-1880
河原町老人福祉センター	河原町渡一木277番地1	0858-76-3125
佐治町老人福祉センター	佐治町加瀬木2171番地2	0858-89-1022
気高町老人福祉センター	気高町浜村8番地8	0857-82-2727
鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘	鹿野町今市651番地1	0857-84-3113
青谷町老人福祉センター	青谷町露谷53番地5	0857-85-0220

●老人の明るいまち推進事業

高齢者の仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりを図るため、様々な活動を行っています。

- 利用できる人** ● おおむね60歳以上の人
- 事業の内容** ● 「健康講座」、「高齢者作品展」、「各種趣味の教室」、「囲碁・将棋大会」及び「各種スポーツ大会」の開催、「社会奉仕活動」の促進、「世代間交流事業」の支援
- 問い合わせ** ● 市社会福祉協議会（地域福祉課）

●敬老祝賀事業

高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするため、各地区での敬老会の開催費用などの一部を助成するとともに、長寿者に記念品などをお贈りします。

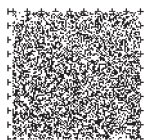
●金婚・ダイヤモンド婚記念祝賀事業

結婚50周年（金婚）・結婚60周年（ダイヤモンド婚）を迎えるご夫婦をお祝いします。

●ふれあい・いきいきサロン

各地域の高齢者とボランティアが一緒になって自主的に企画運営し、仲間の輪を広げ、いきいきと元気に暮らすことができるような集いの場づくりを各地域で行っています。

- 問い合わせ・申し込み** ● 市社会福祉協議会（地域福祉課）
- 各総合福祉センター
- 民生委員・児童委員



●ふれあいデイサービス

各地域内に居住する閉じこもりがちな高齢者を対象に地区公民館などで、地域のボランティアと協力しながら、レクリエーション、健康チェックなどを実施しています。

- 問い合わせ・申し込み**
- 市社会福祉協議会（地域支え合い支援課）
 - 各総合福祉センター
 - 民生委員・児童委員

●高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業

60歳以上の高齢者の団体（10人以上）が研修などを受ける際に貸切バス又は借上バスなどを利用した場合、基本運賃の一部を市が助成します。また、研修などを受ける際の移動手段としては、高齢者介護予防バスも運行しています。利用条件・利用範囲などについては、申し込みの際にご確認ください。

- 問い合わせ・申し込み**
- 市社会福祉協議会（地域福祉課）
 - 各総合福祉センター

●市立施設の利用料金の減額

高齢者や、介護保険で要介護認定の方、心身に障がいのある方が、市内の体育・文化・観光施設を使用する場合は、利用料金を減額しています。

- 対象者**
- ㊦ 70歳以上の人（一部の施設は、対象年齢が異なる場合があります。）
 - ㊩ 介護保険法の規定による要支援者、要介護者
 - ㊰ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者
- ※会議室、研修室などの使用料や設備、器具使用料は、対象となりません。

●(公社)鳥取市シルバー人材センター

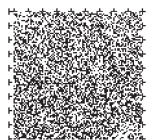
高齢者の社会参加の促進、生きがいの充実を目的として、高齢者の多彩な技能・経験を活かす仕事を提供しています。また、技能講習会・シルバー派遣事業なども実施しています。

- 会員登録** ●60歳以上の人
- 作業種類** ●育児の支援、家事援助、通院付添、自動車の運転、事務補助、調理補助、施設管理、商品陳列、施設清掃、しゃんしゃん傘の修理、襖・障子の張替、筆耕、植木剪定、除草・草刈など
- 相談窓口** ●センター事務局（富安二丁目 高齢者福祉センター内）☎0857-22-0050
- 入会説明会** ●毎月第2・4火曜日 午後2時から予約不要（センター内研修室）

●高齢者生きがい促進総合事業（麒麟のまちアカデミー 鳥取市尚徳大学）

高齢者がいきいきと社会活動を行うための学習の場です。年度末に次年度の受講生を募集しています。社会、健康、郷土、園芸、いきいき体操、書道、彫刻、絵画の8講座を開講しており、複数の講座を受講することもできます。

- 対象者** ●おおむね60歳以上の人
- 問い合わせ** ●鳥取市文化センター ☎0857-27-5181



5 高齢者の健康づくり

1 健康チェックをしたいときは

健康診査

今の健康を維持増進するために年1回は、健康診査を受けましょう（61ページをご覧ください）。

2 健康に関する学習をしたいときは

地区公民館や集会所などで

健康づくりについての学習会などを実施します（内容については、相談に応じます）。

- 問い合わせ**
- 健康づくり推進課（駅南庁舎）地域保健第二係 ☎0857-30-8585
 - 鳥取東保健センター ☎0857-30-8659
 - 各総合支所市民福祉課（国府町総合支所を除く。）

3 通院が困難で歯の心配がある人は

通院が困難な高齢者などを対象に、施設において歯科医師による歯科検診及び歯科保健指導を実施しています。

- 料 金** ● 無料。ただし、歯科治療は、医療保険で対応。
- 対 象 者** ● おおむね65歳以上の、通院が困難な施設利用者（各施設単位により実施）
- 問い合わせ** ● 健康づくり推進課（駅南庁舎）地域保健第一係 ☎0857-30-8581

4 インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、高齢者肺炎球菌感染症の防接種を受けたいときは

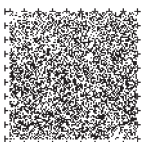
ご希望の人に以下の予防接種費用の助成を行っています。

● インフルエンザの予防接種

- 対 象 者** ● 満65歳以上の人
- 期 間** ● 市報などでお知らせします。
- 問い合わせ** ● 保健医療課（駅南庁舎）予防接種推進係 ☎0857-30-8640

● 新型コロナウイルス感染症の予防接種

- 対 象 者** ● 満65歳以上の人
- 期 間** ● 市報などでお知らせします。
- 問い合わせ** ● 保健医療課（駅南庁舎）予防接種推進係 ☎0857-30-8640



● 高齢者肺炎球菌感染症の予防接種

- 対象者** ● 満65歳の人
※過去に、肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）を接種した人を除く。
- 期間** ● 65歳の誕生日から66歳の誕生日前日まで
- 問い合わせ** ● 保健医療課（駅南庁舎）予防接種推進係 ☎0857-30-8640

● 健康被害救済制度

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市が給付をします。

- 問い合わせ** ● 保健医療課（駅南庁舎）予防接種推進係 ☎0857-30-8640

5 健康に関する相談をしたいときは

健康づくり推進課

保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士が健康に関する相談をお受けしています。お気軽においでください。また、お電話でのご相談もお受けします。

- 日時** ● 月曜日～金曜日（祝日を除く。） 午前8時30分～午後5時15分
- 問い合わせ** ● 健康づくり推進課（駅南庁舎） 地域保健第二係 ☎0857-30-8585
食育推進係 ☎0857-30-8582

鳥取東保健センター・各総合支所

健康に関するご相談をお受けしています。相談日など詳細は、お問い合わせください。

- 問い合わせ** ● 鳥取東保健センター ☎0857-30-8659
● 各総合支所市民福祉課（国府町総合支所を除く。）

6 認知症に関する相談をしたいときは

ア 地域包括支援センター

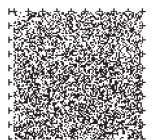
認知症のことや介護の悩みなどの相談をお受けします。

- 問い合わせ** ● 各地域包括支援センター（12ページをご覧ください。）

イ 認知症地域支援推進員

各地域包括支援センター等に、各圏域を担当する認知症地域支援推進員がいます。認知症地域支援推進員は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、本人の希望を聞き、自分らしい暮らしの実現に向け一緒に考え、取り組みます。

- 問い合わせ** ● 各地域包括支援センター（12ページをご覧ください。）



ウ 認知症初期集中支援チーム

各地域包括支援センターに、「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。認知症の心配のある方の受診について今後の生活について、医師や保健師、社会福祉士などの専門チームを作って、ご本人と家族が認知症とともにより良く暮らしていける第一歩となる方法を一緒に考えます。

問い合わせ ● 各地域包括支援センター（12ページをご覧ください。）

7 家庭訪問をしてほしいときは

保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士がご家庭を訪問して、健康の保持・増進を図るため、栄養、運動、休養などの相談に応じます。

問い合わせ ● 健康づくり推進課（駅南庁舎） 地域保健第一係 ☎0857-30-8581
食育推進係 ☎0857-30-8582
● 鳥取東保健センター ☎0857-30-8659
● 各総合支所市民福祉課（国府町総合支所を除く。）

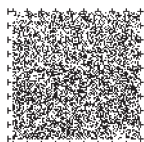
8 高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成

75歳以上の人又は65歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者で、所得税及び市民税が非課税で、かつ、後期高齢者医療被保険者については後期高齢者医療保険料を納付済みの方に対して、はり・きゅう・マッサージの施術に要する費用の一部（1回につき1,000円を上限、1年につき12回以内）を助成する制度です。

助成期間 ● 毎年6月1日～翌年5月31日（申請月により年間の利用回数が少なくなります。）

申請 ● 毎年6月1日以降、本人確認書類（顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点）を持参し、保険年金課（本庁舎1階13番窓口）又は各総合支所市民福祉課まで

問い合わせ ● 保険年金課（本庁舎） 長寿医療係 ☎0857-30-8225
● 各総合支所市民福祉課



2 障がいのある人のために

1 相談したいときは

問
い
合
わ
せ

障がい福祉課(本庁舎) 障がい者福祉係 ☎0857-30-8217
☎0857-30-8455
自立支援係 ☎0857-30-8218
☎0857-30-8454
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

2

障
が
い
の
人
の
た
め
に

1 基幹相談支援センター・相談支援事業所

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるように各種サービスの利用などに関する相談に応じます。

● 鳥取市基幹相談支援センター

開設時間 ● 月～金 8時30分～17時15分(祝日、年末年始を除く。)

問い合わせ ● 鳥取市富安二丁目104-2 ☎0857-22-0678 FAX 0857-24-3321

● 障がい者支援センター そよかぜ

開設時間 ● 月～土 8時30分～17時15分(祝日、年末年始を除く。)

問い合わせ ● 鳥取市富安二丁目104-2 ☎0857-22-9511 FAX 0857-22-9501

● 障害者支援センター しらはま

開設時間 ● 月～土 9時00分～17時00分(祝日、年末年始を除く。)

問い合わせ ● 鳥取市伏野2259-17 ☎0857-59-6036 FAX 0857-59-2022

● 相談支援センター サマーハウス

開設時間 ● 月～金 9時00分～17時00分(祝日、年末年始を除く。)
土 9時00分～12時30分(祝日、年末年始を除く。)

問い合わせ ● 鳥取市湯所町一丁目131 ☎0857-36-1151 FAX 0857-36-1152

● 相談支援事業所 アプローチ

開設時間 ● 月～金 8時45分～17時30分(祝日、年末年始を除く。)

問い合わせ ● 鳥取市寿町791番地8 ☎0857-30-4635 FAX 0857-30-5754

● 地域生活支援センター みんなの家

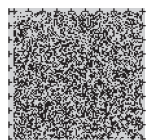
開設時間 ● 月～金 9時00分～18時00分(祝日、年末年始を除く。)

問い合わせ ● 鳥取市美萩野一丁目118-18 ☎0857-30-7677 FAX 0857-30-7678

● 相談支援センター ゆくり

開設時間 ● 月～金 9時00分～17時00分(祝日、年末年始を除く。)

問い合わせ ● 鳥取市相生町二丁目405番地 ☎0857-20-0222 FAX 0857-20-0222



●鳥取介護サービス 相談支援センター

開設時間 ●月～金 9時00分～18時00分（祝日、年末年始を除く。）

問い合わせ ●鳥取市古海707-1 ☎0857-30-1696 FAX 0857-30-1697

2 身体障がい、知的障がいに関する相談

●身体障がい者相談員（任期:R5.4/1～R7.3/31）

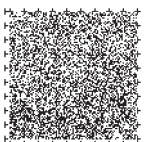
※任期終了後は、相談員は変更になる場合があります。

氏名	住所	電話番号/FAX	主な分野
やまさき けんじ 山崎 建治	桜谷	0857-26-5128	肢体
まえだ よういち 前田 洋一	吉方温泉一丁目	0857-26-6781	肢体
よねはら きみえ 米原 喜美恵	浜坂一丁目	FAX 0857-27-5410	聴覚
とくだ みつよし 徳田 光好	杉崎	FAX 0857-53-3890	聴覚
あんようじ たてし 安養寺 立志	河原町布袋	0858-85-0238	肢体
ふくだ てつこ 福田 徹子	河原町鮎ヶ丘	090-1337-3582	内部
やまね ゆたか 山根 裕	用瀬町安蔵	0858-87-3011	肢体
たなか ふみお 田中 文男	佐治町余戸	0858-89-1404	内部
きのした あけみ 木下 あけみ	気高町北浜三丁目	0857-82-3774	肢体
かつた やすあき 勝田 泰昭	青谷町紙屋	0857-87-0038	内部
たにくち やすお 谷口 康夫	鹿野町鹿野	0857-84-2233	内部
さわ くにひこ 澤 國彦	宮長	090-8711-8977	腎臓病
おくた はるとし 奥田 春寿	徳尾	090-1013-3330	人工肛門・人工膀胱

●知的障がい者相談員（任期:R5.4/1～R7.3/31）

※任期終了後は、相談員は変更になる場合があります。

氏名	住所	電話番号
おおたに よしひろ 大谷 喜博	田園町一丁目	0857-24-1226
まつのだに ひろし 松ノ谷 博	田園町三丁目	0857-23-5659
たなか けいこ 田中 啓子	江崎	0857-23-8877
やまもと まさよ 山本 誠代	田島	0857-21-7104
つばき けいこ 椿 圭子	立川町二丁目	0857-22-7657
きしもと じゅんこ 岸本 淳子	用瀬町別府	0858-87-2552
とくだ なるみ 徳田 成美	気高町下原	0857-82-0162



●精神障がい者相談員（任期:R5.4/1～R7.3/31）

氏名	住所	電話番号	相談日
いちたに 市谷 貴志子	相生町	080-3892-1821	毎週月・木18時～20時
たぶち 田淵 眞司	用瀬町	090-3636-8761	毎週火・金18時～20時

3 精神保健に関する相談

心の健康、精神疾患、精神障がいなどの相談に応じます。（59ページをご覧ください。）

4 障がい者虐待に関する相談

平日（8時30分～17時15分）

鳥取市障がい者虐待防止センター

☎0857-20-3479 FAX 0857-20-3907

障がい福祉課

☎0857-30-8217 FAX 0857-20-3907

休日（24時間）及び平日の夜間（17時15分～翌日8時30分）

市役所休日夜間当直

☎0857-22-8111

※休日や平日の夜間に電話された方には、折り返し、障がい福祉課の担当者からご連絡します。

5 障がい者差別に関する相談

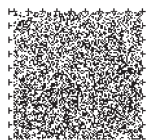
平日（8時30分～17時15分）

障がい福祉課

☎0857-30-8217 FAX 0857-20-3907

中央人権福祉センター

☎0857-24-8241 FAX 0857-24-8067



2 障がい者手帳の交付を受けたいときは

問
い
合
わ
せ

障がい福祉課(本庁舎) 障がい者福祉係

☎0857-30-8217

☎0857-30-8455

各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

1 身体障害者手帳の交付

本人又は保護者の申請により、障がいの程度に応じ身体障害者手帳が交付されます。障がいの種類は、視覚障がい、聴覚障がい、音声・言語機能障がい、肢体不自由、内部障がいなどで、障がい等級の程度は1～6級となっています。

対象者 ● 身体に障がいのある人

必要書類 ● 指定医の診断書、写真、個人番号がわかるもの、本人確認できるもの（本人確認書類は、写真付きのものは1点、写真付きでないものは2点必要です。）

※写真の大きさは横3cm×縦4cm、無帽で正面を向いたもので、上半身、最近撮影のもので、ポラロイド写真は使用できません。

※代理申請の場合は代理の方の本人確認できるものも必要です。（本人確認書類は、写真付きのものは1点、写真付きでないものは2点必要です。）

2 療育手帳の交付

本人又は保護者の申請により知的障がいのある人に療育手帳が交付されます。障がいの程度に応じてA（重度）、B（中軽度）の区分があります。なお、申請後に鳥取県知的障がい者更生相談所又は児童相談所で判定を行います。

対象者 ● 知的障がいのある人及び知的発達に遅滞が認められる児童

必要書類 ● 写真（上記に同じ）、本人確認できるもの（上記に同じ。）

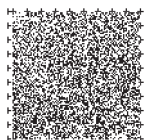
※代理申請の場合は代理の方の本人確認できるものも必要です。（上記に同じ。）

3 精神障害者保健福祉手帳の交付

本人又は保護者の申請により、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障がいの程度は1～3級です。

対象者 ● 精神障がいのある人

必要書類 ● 医師の診断書又は障害年金の証書、写真（上記に同じ。）



3 障がいのある人のための福祉サービス

問
い
合
わせ

障がい福祉課(本庁舎) 自立支援係 ☎0857-30-8218
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

2

たあ障
めるが
いにい
のの

1 訪問系サービス（介護給付）

名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

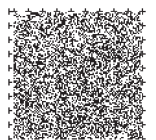
また、支給決定を受ける際、障害支援区分の認定が必要です（障がいのある児童を除く。）。

名 称	サービスの内容
居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	自宅での、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。(身体介護) 掃除、調理、買物等の家事、通院の介助を行います。(家事援助、通院 等介助、通院等乗降介助)
重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり、 かつ、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、 外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同 行 援 護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時において移 動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の 必要な援助を行います。
行 動 援 護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が 行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行いま す。
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的 に行います。

2 日中活動系サービス（介護給付）

名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

名 称	サービスの内容
生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを 行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、 看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所(福祉型)	自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間も含め、障害者支 援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
短期入所(医療型)	自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間も含め、医療機関で、 医療行為及び入浴、排せつ、食事の介護などを行います。



3 日中活動系サービス（訓練等給付）

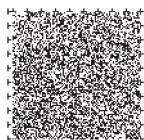
名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

名 称	サービスの内容
自 立 訓 練 （ 機 能 訓 練 ）	身体障がいのある人に、理学療法、作業療法などの必要なリハビリテーションを行い、生活などに関する相談及び助言を行います。
自 立 訓 練 （ 生 活 訓 練 ）	知的障がい又は精神障がいのある人に、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。
就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労に向けて、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就 労 継 続 支 援 （A型）	一般企業等での就労は困難であるが、適切な支援により雇用契約に基づき就労が可能な人に、生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就 労 継 続 支 援 （B型）	年齢、心身の状態その他の事情により一般企業等での就労が困難な者のうち、適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難な人に、生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就 労 定 着 支 援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、企業、自宅等への訪問や来所により連絡調整や助言等を行い、就労の継続を図ります。

4 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

名 称	サービスの内容
共 同 生 活 援 助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助に加えて、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施 設 入 所 支 援	夜間や休日、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行います。
自 立 生 活 援 助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。



5 障害児通所給付

名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

名 称	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援その他必要な支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児の心身の状況や、意向・事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

2

障がいのある人のために

6 地域相談支援給付

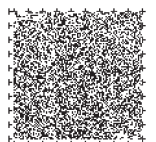
名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

名 称	サービスの内容
計画相談支援	心身の状況や、意向・事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人などの、地域移行に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた事態等の相談その他必要な支援を行います。

7 地域活動支援センター

創作的活動や社会との交流促進などの機会の提供を行うとともに、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を行います。

- 問い合わせ**
- サマーハウス 鳥取市湯所町一丁目131 ☎0857-36-1151
 - ほっこり 鳥取市桜谷173-21 ☎0857-50-0175



8 訪問入浴サービス事業

身体障がいのある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

対象者 ● 訪問入浴によらなければ入浴が困難な在宅の身体障がいのある人

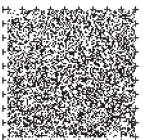
9 日中一時支援事業

障がいのある人の日中の活動の場を確保し、障がいのある人を介護されている人の就労支援および一時的な休息の提供を行います。

対象者 ● 日中に介護する人がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要と本市が認めた障がいのある人

10 施設入所障がい児者在宅生活支援事業

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は地域移行に向けての一時帰宅を行う入院者等が、盆や正月などに一時帰宅した際に、必要となる在宅サービスを利用できるよう、その在宅生活に必要な支援を行います。



11 障害支援区分の認定について

介護給付、訓練等給付のサービスの支給決定を受ける際、障害支援区分の認定が必要です。(障がいのある児童を除く。)

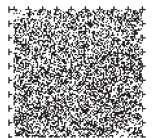


※ ↓ は介護給付・訓練等給付共通、↓ は介護給付のみ

12 利用者負担

サービスの量と所得に応じた負担の仕組み（1割の定率負担。ただし、所得に応じた月額上限の設定があります。）となります。また、この定率負担と食費・光熱水費等の実費負担のそれぞれに、市民税が非課税の人に配慮した軽減策が講じられます。

また、自立支援給付と地域生活支援事業を同じ月に利用された人は、利用者負担が軽減される場合があります。



4 福祉用具、日常生活用具の支給等について

問
い
合
わ
せ

障がい福祉課(本庁舎) 自立支援係 ☎0857-30-8218
☎0857-30-8454
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●補装具費の支給

身体の障がいを補うための義肢、車椅子、補聴器などの補装具の購入・借受け・修理に必要な費用(補装具費)の支給を行います。

対象者 ● 身体障害者手帳を持ち、かつ、補装具費の支給が必要と認められる人
※購入、修理した後の申請や、労災、介護保険など別制度で支給が受けられる場合などは、助成が受けられません。

費用 ● 1割負担となります。ただし、世帯員の所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

●日常生活用具の給付

障がいのある人の日常生活を便利にするため、日常生活用具の給付を行います。

対象者 ● 心身障がいのある人(種目ごとに障がいの種類、程度、年齢などについて制限があります。)

給付品目 ● 視覚障がい(盲人用時計、拡大読書器など)
● 聴覚障がい(FAX、屋内信号装置など)
● 肢体不自由(特殊ベッド、入浴補助用具など)
● ぼうこう・直腸機能障がい(ストマ用装具)
● 知的障がい(頭部保護帽、火災警報器など)
● 脳原性運動機能障がい(紙おむつなど)

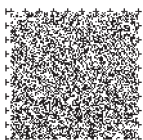
費用 ● 1割負担(各用具の基準額を超えた分については全額自己負担。)となります。ただし、世帯員の所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

●聴覚障がい児補聴器購入助成事業

補聴器の装用により言語の獲得やコミュニケーション力の向上を促進するため、補聴器の購入費用等の一部を助成します。

対象者 ● 身体障害者手帳の交付対象とならない4分法平均聴力が30デシベル以上難聴児(18歳に到達する日以降の最初の3月31日まで)

費用 ● 3分の1負担となります。ただし、所得に応じて助成対象外となる場合があります。



5 医療助成について

問 い
合 わ せ

障がい福祉課(本庁舎) 障がい者福祉係 ☎0857-30-8217
☎0857-30-8455
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)、障がい者医療費助成などがあります。(詳しくは、67ページをご覧ください。)

6 社会参加の推進のために

問 い
合 わ せ

障がい福祉課(本庁舎) 障がい者福祉係 ☎0857-30-8217
☎0857-30-8455
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

1 コミュニケーション支援事業

聴覚障がいのある人の事務手続き等に対応するため、障がい福祉課及び市社会福祉協議会並びに鳥取県東部聴覚障がい者センター内に手話通訳者を設置しています。

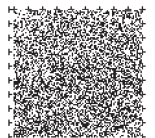
また、家庭や社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業を行っています。

- 対 象 者** ● 聴覚障がい及び音声・言語機能障がいのある人
- 費 用** ● 無料
- 申 し 込 み** ● 手話通訳者及び要約筆記者の派遣の申し込みは、
鳥取県東部聴覚障がい者センター ☎0857-32-6070 FAX 0857-32-6071

2 電話リレーサービス事業

聴覚障がいのある人が個々に所有するファクシミリ又は通信機器のメールアドレスに、電話リレーサービスシステムを利用し、定期的に市報、福祉情報、各地区の行事等をわかりやすく発信しています。

- 対 象 者** ● 聴覚障がい及び音声・言語機能障がいのある人
- 費 用** ● 無料
- 申 し 込 み** ● 鳥取市障害者福祉センター(さわやか会館)
☎0857-27-3338 FAX 0857-24-3022



3 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に外出のための支援を行います。

対象者 ● 障がいのある人で、外出時に移動の支援が必要と本市が認めた人

4 自動車改造費助成

障がいのある人の自立と社会参加の促進を目的として、身体に障がいのある人が所有し、運転する自動車の操向装置、駆動装置などの改造費の一部を助成します（本人の所得により制限があります。）。

対象者 ● 上肢、下肢又は体幹機能に障がいがあり、改造により社会参加が見込まれる人。

助成額 ● 10万円を上限とします。

その他 ● 改造前に申請が必要です。

5 福祉車両購入・改造費助成

障がいのある人の自立と社会参加の促進を目的として、身体に障がいのある人又はその介護者が運転する自動車のリフトアップシートなどの装置のある車両の購入又は改造費の一部を助成します（本人と介護者の世帯全員の所得により制限があります。）。

対象者 ● 下肢、体幹、脳原性移動機能障がい1級又は2級の障がいがあり、購入又は改造により社会参加が見込まれる人。

助成額 ● 改造部経費の2/3以内で10万円を上限とします。

その他 ● 購入又は改造前に申請が必要です。

6 重度障がい者（児）タクシー料金助成

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの人は、乗車時に手帳を提示されると、メーター表示額の10%の割引が受けられます。

さらに、重度の心身障がいのある人で市民税が非課税の人に対して、社会参加を支援するため、タクシー料金の一部を助成しています。

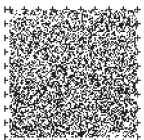
対象者 ● 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級（顔写真添付の手帳に限る）の所持者で、かつ、市民税が非課税の人

交付枚数 ● 月4枚（毎年7月から翌6月までを1年とし、まとめて交付する。）

助成金額 ● 1枚あたり初乗運賃相当額（限度額740円）

7 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人に、点訳や音声訳された市報を提供します。



7 障がいのある人の予防接種について

問
い
合
わせ

保健医療課(駅南庁舎) 予防接種推進係 ☎0857-30-8640

2

障
が
い
の
あ
る
人
の
た
め
に

ご希望の人に以下の予防接種費用の助成を行っています。

●インフルエンザの予防接種

- 対 象 者** ● 満60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいを有する人又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいで日常生活がほとんど不可能な程度の人。ただし、これらの障がいについて、身体障害者手帳1級を有する人又はその障がいの程度が同等と証明できる人
- 生後6か月から65歳未満の人で、重症心身障がい児又は重度の心身障がい者
- 期 間** ● 市報などでお知らせします。

●新型コロナウイルス感染症の予防接種

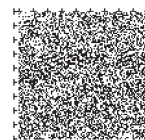
- 対 象 者** ● 満60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいを有する人又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいで日常生活がほとんど不可能な程度の人。ただし、これらの障がいについて、身体障害者手帳1級を有する人又はその障がいの程度が同等と証明できる人
- 期 間** ● 市報などでお知らせします。

●高齢者肺炎球菌感染症の予防接種

- 対 象 者** ● 満60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいを有する人又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいで日常生活がほとんど不可能な程度の人。ただし、これらの障がいについて、身体障害者手帳1級を有する人又はその障がいの程度が同等と証明できる人
- ※過去に、肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）を接種した人を除く。
- 期 間** ● 誕生日基準となり対象者によって異なるため、送付する接種券付き予診票をご確認ください。

●健康被害救済制度

予防接種により健康被害が生じた場合は、給付を受けられる場合があります。



8 その他の事業について

問
い
合
わ
せ

障がい福祉課(本庁舎) 障がい者福祉係 ☎0857-30-8217
☎0857-30-8454
各総合支所市民福祉課(裏表紙ご覧ください。)

1 法定後見人の市長申立

法定後見制度の利用が必要な人で、本人及び親族による申立ができない場合は、市長による法定後見の開始申立ができます。

- 対象者** ● 判断が十分でない見守りのない障がい者で、申立てを行う人がいない人
- 自己負担** ● 申立費用や選任された後見人などの報酬（視力に応じ費用の一部又は全部が助成されます）

2 成年後見制度の利用支援

知的障がいのある人又は精神障がいのある人に成年後見制度の利用を支援することにより、これらの人の権利擁護を図ります。

- 対象者** ● 身寄りのない重度の知的障がい又は精神障がいのある人

3 入院時付添依頼助成事業

常時の付添いが必要な重症心身障がい児者等の入院時に、保護者による付添いの一時的な代替を依頼する費用を助成します。

- 対象者** ● 重症心身障がい児者等
- 対象経費** ● 付添依頼に要する経費（1,650円／時間、対象者1人あたり140時間／年が上限）。付添い者に資格等の制限があります。
- 助成金額** ● 対象経費の3分の2

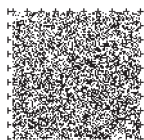
4 家庭内排痰補助装置助成事業

神経・筋疾患又は脊髄損傷若しくは脳原性麻痺に起因する痙直型四肢麻痺等による慢性呼吸不全の症状のため、常時又は随時排痰が必要な在宅の重度身体障がい児者に対して、排痰補助装置の貸与に要する経費の一部を助成します。

- 対象者** ● 次のいずれかに該当する常時又は随時排痰が必要な重度身体障がい児者
 - ア 神経・筋疾患
 - イ 脊髄損傷又は脳原性麻痺に起因する痙直型四肢麻痺等による慢性呼吸不全

対象経費 ● 排痰補助装置のリース料（23,100円／月を上限）

助成金額 ● 対象経費の3分の2



5 エアーマットレスレンタル助成事業

常時介助により体位変換を要する方が使用するエアーマットレス（体位変換機能付きを含む。）レンタル料の一部を助成します。

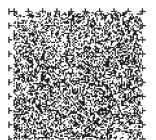
- 対象者** ● 先天性疾患（脳原性麻痺など）、神経・筋疾患又は後天性疾患に起因する全身性運動機能障がいがあり、身体障害者手帳の交付を受け、在宅で生活されている人
- 対象経費** ● レンタル料（10,000円／月を上限）
- 助成金額** ● 対象経費の3分の2

6 その他

JR・バスなど交通機関の割引、税の免除、NHK放送受信料の減免、県立・市立の施設の利用料の減免、ハートフル駐車場利用証の発行、ヘルプマークの発行などがあります

2

障がいのある人のために



9 手当・年金等について

問
い
合
わ
せ

手当に関するものは 障がい福祉課 障がい者福祉係 ☎0857-30-8217
☎0857-30-8455
年金に関するものは 保険年金課 年金係 ☎0857-30-8224

1 特別障害者手当

重度の障がい重複するなど、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に対して支給します（施設入所中や3カ月以上入院している人は、該当しません。また、所得制限があります。）。

対象者 ● 20歳以上の重度障がいのある人

2 障害児福祉手当

日常生活において、常時介護を必要とする児童に支給します（年金を受けることができる児童及び施設に入所中の児童は、対象となりません。また、所得制限があります。）。

対象者 ● 20歳未満の重度障がいのある児童

3 特別児童扶養手当

日常生活において介護を必要とする障がいのある児童を養育されている人に支給します（年金を受けることができる児童及び施設に入所中の児童は、対象となりません。また、所得制限があります。）。

対象者 ● 20歳未満の障がいのある児童を養育されている人

4 心身障害者扶養共済

障がいのある人又は障がいのある児童を扶養している人に一定額の掛金を負担していただくことにより、加入された人が死亡又は重度障がいとなった場合に、扶養されていた障がいのある人又は障がいのある児童に年金が支給されます。

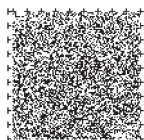
加入要件 ● 1～3級の身体障害者手帳を所持する人、知的障がい・精神障がいのある人（児童を含む。）を扶養している65歳未満で健康な人

加入口数 ● 2口まで加入できます。

掛金月額 ● 1口につき9,300円～23,300円まで年齢によって異なります。

年金月額 ● 1口につき20,000円

助成 ● 掛金の10分の5～10分の1を助成します。



5 外国人障害者福祉手当

国民年金が支給されないなど、低所得の外国人障がい者に対し、福祉手当を支給します。

- 対象者** ● 昭和37年1月1日以前に生まれ、昭和57年1月1日以前に国内に外国人登録をし、本市に居住する次の条件を満たす人。ただし、外国人高齢者福祉手当（17ページをご覧ください。）の支給を受ける人には、支給されません。
- ア 生活保護を受けていない人
 - イ 第一種社会福祉事業の施設に入所していない人
 - ウ 公的年金などの受給年額が30万円以下又は受給していない人
 - エ 国民年金法第30条第1項に規定する初診日が昭和57年1月1日以前にある障がいで、その障がいの程度が同条第2項に規定する1級又は2級の障がい者である人
- 支給額** ● 25,000円／月（公的年金などの受給者は、年金月額を差し引いた額）
- その他** ● 本人、配偶者、扶養義務者の所得額などにより支給されない場合があります。

2
ある人の
障がいの
ために

6 障害基礎年金

国民年金の加入中（60歳以上65歳未満で老齢基礎年金の受給を開始していない国内在住の人を含む。）に初診がある病気やけがにより国民年金の障害等級の1級又は2級に該当し、納付要件を満たしているときに支給されます。

20歳に達する前に初診日がある障がいについては、20歳に達したとき、国民年金の障害等級の1級又は2級に認定されれば受けられます。

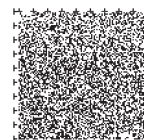
※障がい者手帳とは別の基準で認定されます。

7 障害厚生年金

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある病気やけがによって、障害等級の1級、2級又は3級のいずれかに該当する場合、障害厚生年金が支給されます。

※障がい者手帳とは別の基準で認定されます。

- 問い合わせ** ● 鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311



10 障害者福祉センター（さわやか会館）について

●本市の在宅障がい者福祉の拠点施設

場 所 ● 鳥取市富安二丁目96

3 階	*多目的室 *研修室 生活訓練室 障害児（者）デイサービス室
2 階	*調理実習室 創作室 機能訓練室 デイルーム 介護実習室 特殊浴室
1 階	事務所 浴室 リハビリプール（全長15m、幅7m）

- (1) *印の多目的室などは、有料で一般利用できます。
- (2) 生活訓練室などでは、介護や訓練などの給付に基づく事業が行われている場合があります。これらのサービスを利用される場合は、障害者総合支援法に基づく手続き・利用者負担が必要となります。
- (3) リハビリプールは、障がい者等（無料）と65歳以上の高齢者（有料）が利用できます。ただし、利用できる日が決められています。

問い合わせ ● 障害者福祉センター（さわやか会館） ☎0857-27-3338

11 鳥取市障がい者福祉週間等について

問
い
合
わ
せ

障がい福祉課 障がい者福祉係 ☎0857-30-8217
各総合支所市民福祉課（裏表紙をご覧ください。）

1 鳥取市障がい者福祉週間

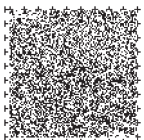
障がいのある人の社会参加の促進と、障がいや障がいのある人への理解と関心を深めるため、毎年5月23日～29日を鳥取市障がい者福祉週間と定め、イベントや道路、公共施設などの施設点検事業を行っています。

2 福祉の店

障がいのある人の製作品の常設販売店として「福祉の店」が運営されています。

- 福祉の店「レインボウ」（喫茶・軽食コーナーを併設しています。）
鳥取市富安二丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階 ☎0857-20-3865
- 福祉の店「ユーカリ」
鳥取市幸町71 鳥取市役所市民交流棟1階 ☎0857-22-1765

なお、障害福祉サービス事業所などでの製作品は、障害者福祉センター（さわやか会館）などでも販売しています。各種行事の記念品などにご利用ください。



3 児童・ひとり親家庭のために

1 児童育成のために

問
い
合
わ
せ

幼児保育課(駅南庁舎) 指導係 ☎0857-30-8237
入所認定係 ☎0857-30-8457
施設給付係 ☎0857-30-8238
こども未来課(駅南庁舎) 育成係 ☎0857-30-8239
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

3

のり
児
童
の
た
め
に
親
家
ひ
と

● 保育園

保護者が仕事や病気、その他の事情で家庭において保育できない乳幼児を保育する施設です。

- 保 育 時 間** ● 午前7時～午後6時（保育園によって異なります。）
- 利 用 料** ● 保護者の市町村民税額などに応じて保育料が定められています。
- 手 続 き** ● 4月1日からの入所は、前年の10月頃に電子申請にて申込みをしてください。
4月2日以降の年度途中の入所については入所希望月ごとに受付期間を設けていますので、電子申請にて申込みをしてください。

● 保育園で実施している子育て支援事業

延長保育事業

仕事の都合により必要な場合に、通常の保育時間を超えて最長午後7時30分まで延長して保育します。実施の有無及び延長時間は、保育園によって異なります(90～92ページをご覧ください。)

一時預かり事業

保護者の就労や病気、冠婚葬祭、ボランティア活動などにより一時的に家庭での保育ができない場合に、週3日を限度としてお預かりします(90～92ページをご覧ください。)

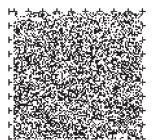
休日保育事業

保護者の勤務の事情により、日曜日や祝日に保育ができない場合にお預かりします。わかばこども園で実施しています。

土曜日園開放事業

家庭で子育てしている人を対象に保育園を開放します。親子で気軽にご利用ください。

- 時 間** ● 午前9時30分～11時（利用料無料）



●病児・病後児保育事業

病気又は病気回復期にあるため集団保育が困難な児童で、かつ、保護者の社会的にやむを得ない理由のために家庭で保育が困難な場合に一時的にお預かりします。

病児保育施設	せいきょうこどもクリニック 病児保育室キッズルーム「こぐま」 (末広温泉町566 ☎0857-27-2213) 病児保育室とくよしさかえまち(栄町211-2 ☎0857-30-6651) 病児保育室とくよしこやま(湖山町東2丁目140-2 ☎0857-30-6540) コモド第三保育園瓦町(鳥取市瓦町261 ☎0857-50-0555)
病後児保育施設	鳥取市立病院「にじっこルーム」(的場一丁目1番地 ☎0857-37-1577) ひかり保育園病後児支援センター「たんぼぼ」(91ページをご覧ください。) すくすく保育園病後児支援センター「かもめ」(91ページをご覧ください。)

●子育て支援センター

親子が気軽に立ち寄り、交流できる楽しい遊びの場です。子育てに関する相談もできます。
(利用料無料)

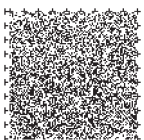
(子育て支援センター一覧)

支援センターの名称	所在地	電話番号	備考
子育て支援センター「あいあい」	吉成二丁目13-8	0857-23-2881	美保保育園内
子育て支援センター「みやこファミリー」	国府町糸谷15-1	0857-24-8529	谷地区公民館内
子育て支援センター「スマイル広場」	福部町海士345-2	0857-74-3511	福部保育園となり
子育て支援センター「ほのぼの広場」	河原町長瀬48-1	0858-85-2750	河原保育園内
子育て支援センター「もちがせ」	用瀬町別府808	0858-87-3600	もちがせ保育園内
子育て支援センター「おひさま広場」	気高町八幡388-1	0857-82-0101	浜村保育園内
子育て支援センター「カンガルー」	鹿野町鹿野583-3	0857-84-2251	こじか保育園内
子育て支援センター「キューピット」	青谷町青谷604	0857-85-0430	すくすく保育園内
コモド子育てひろば	栄町401	0857-29-6101	本通りビル1階
わくわく子育て支援センター	立川町五丁目417	0857-27-2525	鳥取みどり園内
なかよし子育て支援センター	里仁27	0857-31-5802	さとにこども園内
じょうほく子育て支援センター	青葉町三丁目121-1	0857-54-1912	城北こども園内
育ちの広場ルリ	立川町五丁目235-1	080-4917-7671	こども園かける

●0・1・2・3子育てひろば

家庭で子育てをしている0～3歳の乳幼児とその保護者が気軽に集える場所です。保育士などのスタッフが遊びの相手をしながら、子育ての不安や悩みの相談に応じています。(利用料無料)

時 間 ●月曜日～土曜日 午前9時30分～午前12時、午後1時～午後4時
場 所 ●さざんか会館4階 ☎0857-22-7180



●家庭・女性相談

家庭内の悩みについて、相談を受け付けています。

問い合わせ ● こだも家庭センター（駅南庁舎） ☎0857-20-3463

●ヤングケアラー相談

本来、大人がするとされているような家事や家族の世話などを行っているこどもや、その家族に対し、関係機関と連携し必要な助言や支援を行います。

問い合わせ ● こだも家庭センター（駅南庁舎）児童相談係 ☎0857-20-0122

●児童館

健全な遊びを通して、児童の健康の増進と豊かな情操を育む施設です。0から18歳までの児童およびその保護者を対象としています。

※乳幼児の利用に際しては保護者同伴としています。

問い合わせ ● 幼児保育課（駅南庁舎） ☎0857-30-8237

●児童発達支援センター 若草学園

発達支援の必要な幼児が通園し、生活自立を目指して療育を行います。また、子どもの発達に関して、相談を受けています。

問い合わせ ● 鳥取市立若草学園（湖山町西一丁目516） ☎0857-28-1233

●障がい児に対する日中一時支援事業

障がい児の日中一時支援を若草学園で実施しています。詳しくは33ページをご覧ください。

問い合わせ ● 障がい福祉課 ☎0857-30-8218

●放課後児童クラブ

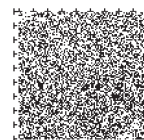
昼間保護者のいない家庭の小学校及び義務教育学校（前期課程）の児童を放課後お預かりし、児童の健全育成を図ります。放課後児童クラブの運営は、保護者会及びNPO法人に委託し、40校で実施しています。

問い合わせ ● 教育委員会事務局学校教育課 ☎0857-30-8414
● 各小学校及び義務教育学校（前期課程）の放課後児童クラブ

●ファミリー・サポート・センター（育児型）

育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人を会員として、会員相互に援助活動を行うことにより、仕事と家庭の両立を図ります。

問い合わせ ● 鳥取ファミリー・サポート・センター（さざんか会館1階）
☎0857-39-2761)



●子育て短期支援事業(ショートステイ事業、平日日帰りステイ事業、トワイライトステイ事業)

児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を、7日間を限度に預かるショートステイ事業、平日の朝から午後5時まで預かる平日日帰りステイ事業、平日の夕方から午後10時まで又は休日に預かるトワイライトステイ事業を、鳥取こども学園、青谷こども学園、里親グループで行っています。

問い合わせ ● こども家庭センター（駅南庁舎） ☎0857-20-0122

●児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給されます。

対象者 ● 高校生年代までの児童を養育している保護者

支給額

0～3歳未満	第1子、第2子 1人につき月額：15,000円 第3子以降 1人につき月額：30,000円
3歳～高校生年代	第1子、第2子 1人につき月額：10,000円 第3子以降 1人につき月額：30,000円

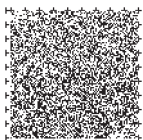
問い合わせ ● こども未来課児童手当窓口担当（本庁舎） ☎0857-30-8491

●子育て支援カード事業（とりっこカード）

協賛店でカードを提示することによって、さまざまなサービスを受けられます。

対象者 ● 小学校就学前を含む3人以上の児童を養育している保護者（第3子妊娠中の方を含む。）

問い合わせ ● こども未来課児童手当窓口担当（本庁舎） ☎0857-30-8491



2 ひとり親家庭のために

問
い
合
わ
せ

こども未来課(駅南庁舎) 育成係 ☎0857-30-8239

3

のり児
た親
ため家
にひと
庭と

●母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の就労などの生活上の問題に関する相談や必要な支援、情報提供を行います。

●養育費確保支援事業補助金

ひとり親家庭における児童の健全な成長に必要な養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、養育費の継続した履行を図るために、公正証書等の作成費用等を補助します。
(上限20,000円)

●母子家庭等自立支援給付金

ひとり親家庭の母又は父の就業を促進するため、次の給付金が支給されます（事前に相談をしてください。）。

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母又は父が指定の教育訓練講座を受講する場合に支給されます。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母又は父が看護師、保育士などの資格取得のため6ヵ月以上養成機関で受講する場合に支給されます。

●母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭や寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、低利息又は無利息で必要な資金の貸し付けを行います。

対象者 ●ひとり親家庭、寡婦家庭

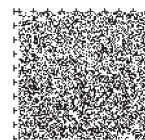
資金の種類 ●修学（就学支度）資金、就職支度資金、修業資金など

●児童扶養手当

次の要件に当てはまる18歳以下の児童（一定の障がいがあるときは20歳未満）を監護している母、監護し、かつ、生計を同じくしている父、又は養育している方に支給されます。

- ㊦ 父母が婚姻を解消した児童
- ㊦ 父又は母が死亡した児童
- ㊦ 父又は母が重度の障がいにある児童 など

ただし、所得制限があります。なお、公的年金受給者につきましては、児童扶養手当と公的年金との差額が支給されます。施設入所中の児童は該当になりません。受給には認定請求が必要です。



●災害遺児手当

児童の保護者が、交通事故や災害などで死亡又は重度障がいになった場合に支給されます。

対象者 ●義務教育修了までの児童の養育者

●小・中学校入学支度金の支給

ひとり親家庭の児童が小・中学校に入学する時に児童1人あたり10,000円が支給されます。ただし、所得税課税者及び生活保護受給世帯は、該当しません。

●ひとり親家庭医療費の助成

(68ページをご覧ください。)

●母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童又は寡婦の一時的な傷病等により、日常生活を営むのに支障がある場合に家庭生活支援員を派遣します。

●母子生活支援施設

母子家庭等で生活が不安定であったり、住宅環境などで子どもに十分な養育環境が与えられない場合、母子で入所できる施設です。施設では職員が就労や生活支援を行います。

問い合わせ ●こども家庭センター(駅南庁舎) ☎0857-20-3463

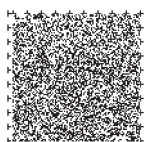
●ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家庭等の生活の向上のために、学習習慣の定着等の学習支援を行います。

対象者 ●ひとり親家庭及び養育者家庭の子ども

●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

より良い条件での就職や転職のため、ひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援します。高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、講座を受講し、終了及び合格をしたときに受講費用の一部が支給されます。



3 子どもの健康づくり

1 赤ちゃんが生まれるまでは

問
い
合
わ
せ

こども家庭センター(駅南庁舎) こそだてらす ☎0857-30-8586
 子育て支援係 ☎0857-30-8587
 鳥取東保健センター(国府町総合支所内) ☎0857-30-8659
 各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

3

のり児
のた親
のため草
に家
庭ひと

妊娠おめでとうございます。

新しい命を生き育てるためにこころと体の準備をしましょう。

●妊娠届け出・おやこ健康手帳（母子健康手帳）の交付

妊娠されたら、おやこ健康手帳（母子健康手帳）と妊婦一般健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票・妊婦歯科健診受診票・産後健康診査受診票を交付します。受診票を利用して健診や検査を受けましょう。

おやこ健康手帳（母子健康手帳）は、妊娠・出産・育児に関する大切な記録となります。大事に保管しておきましょう。

- 交付場所**
- こども家庭センター こそだてらす（駅南庁舎）
 - 鳥取東保健センター（国府町総合支所内）
 - 各総合支所市民福祉課

●栄養強化事業

栄養強化の必要な妊産婦と乳児に牛乳やミルクを支給します。ただし、所得制限があります。

●妊産婦相談

妊娠・出産などの相談をお受けします。お電話での相談にも応じます。

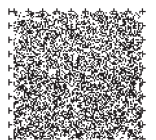
●助産施設

入院の必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院による出産ができない人のために、助産施設があります。

- 助産施設** ●鳥取赤十字病院・鳥取県立中央病院
問い合わせ ●こども家庭センター 家庭相談係 ☎0857-30-8588

●妊産さん応援給付金

おやこ健康手帳（母子健康手帳）の交付を受けた方を対象に支給します。



2 赤ちゃんが生まれたら

問
い
合
わ
せ

こども家庭センター(駅南庁舎) 子育て支援係 ☎0857-30-8587
鳥取東保健センター(国府町総合支所内) ☎0857-30-8659
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

赤ちゃんが生まれたら、届けや手続きの必要なものがあります。時期が決まっているものもありますので、忘れないようにしましょう。

●出生届

生まれた日から14日以内に、届け出をします。

届出先 ● 市民課又は各総合支所市民福祉課

持参品 ● およこ健康手帳(母子健康手帳)、出生証明書、赤ちゃん訪問票

●児童手当

(47ページをご覧ください)

●小児医療費助成

(68ページをご覧ください)

●出産・子育て応援給付金事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、妊婦や子育て世代等への経済的支援を行います。

●新生児家庭訪問

保健師・助産師や母子保健推進員が、生後1～2か月頃に家庭を訪問して赤ちゃんとお母さんの相談に応じます。

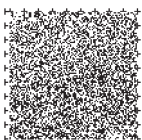
対象者 ● 生後1～2か月頃の赤ちゃんとそのお母さん

●乳幼児健康診査

乳幼児期の節目に健診を行っています。お子さんの体とこころの発達を診ます。また育児の不安や気になることの相談にも応じます。

健診種類、実施場所、内容等

健診の種類	受診場所	内容	個人通知	備考
新生児聴覚検査	出産された医療機関	聴覚検査	なし	受診票使用(母子健康手帳交付時に配付)
1か月児健康診査	出産された医療機関	身体計測・診察等	なし	有料
3～4か月児健康診査	小児科医院等	身体計測・診察等	なし	受診票使用(赤ちゃん訪問時に配付)



健診の種類	受診場所	内容	個人通知	備考
6か月児健康診査	鳥取市役所 駅南庁舎 鳥取東 保健センター 用瀬 保健センター 気高 保健センター	身体計測・診察 絵本の読み聞かせ 離乳食相談 育児相談	あり	—
9～10か月児健康診査	小児科医院等	身体計測・診察等	なし	受診票使用（6か月児健康診査時に配付）
1歳6か月児健康診査	鳥取市役所 駅南庁舎	身体計測・診察 歯科健診・フッ化物塗布・歯科相談 栄養相談 ことばや育児等の相談	あり	—
2歳児歯科健康診査	鳥取東 保健センター	歯科健診・歯科相談・フッ化物塗布	あり	—
3歳児健康診査	用瀬 保健センター 気高 保健センター	身体計測・診察 歯科健診・歯科相談・フッ化物塗布（希望者のみ）、栄養相談 尿検査・器械による視力検査 育児やしつけ、発達等の相談	あり	—

持ち物 ● およこ健康手帳（母子健康手帳）、健康受診票など

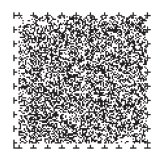
3 お子さんを健やかに育てるために

問い合わせ

こども家庭センター（駅南庁舎）	こそだてらす	☎0857-30-8586
	子育て支援係	☎0857-30-8587
健康づくり推進課（駅南庁舎）	地域保健第一係	☎0857-30-8581
	食育推進係	☎0857-30-8582
鳥取東保健センター（国府町総合支所内）		☎0857-30-8659

各総合支所市民福祉課（裏表紙をご覧ください。）

子育てについて、困ったときや不安なときは、一人で悩まないで相談しましょう。



●乳幼児の健康相談

育児、栄養、歯科などに関する乳幼児の健康相談に応じます。

- 場 所**
- 健康づくり推進課（駅南庁舎） 地域保健第一係
 - 鳥取東保健センター（国府町総合支所内）
 - こども家庭センター（駅南庁舎）こそだてらす
 - 各総合支所市民福祉課
- 持 ち 物**
- おやこ健康手帳（母子健康手帳）

●離乳食講習会

乳児の保護者を対象に離乳食の講話と調理実演を行います。

- 申し込み**
- 健康づくり推進課（駅南庁舎） 食育推進係
 - 鳥取東保健センター（国府町総合支所内）
 - 各総合支所市民福祉課

●乳幼児の発達相談

発達について気がかりがある乳幼児の相談を受けます。予約が必要です。

- 相談内容**
- 心理発達相談、ほほえみ相談、年少児発達相談、5歳児発達相談
- 申し込み**
- こども家庭センター（駅南庁舎） 子育て支援係
- ※心理発達相談は、鳥取東保健センター、各支所でも受け付けています

●子育て、健康に関する育児講座

○アトピーに関心のある方を対象に、「アトピーっ子教室」を行います。

○ふたご・みつごのご家族を対象に、情報交換の場として「ふたりっこクラブ」を行います。

○保健師、管理栄養士、歯科衛生士、各講師が地区や乳幼児の集まる場所に出向き、健康に関する講話を行います。

- 講座内容**
- 食育、栄養、タバコ、アルコール、歯科、育児一般などご要望に応じます。

4 子育ての仲間が欲しいとき、情報交換の場がほしいときは

問
い
合
わせ

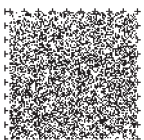
こども家庭センター（駅南庁舎） 子育て支援係 ☎0857-30-8587
鳥取東保健センター（国府町総合支所内） ☎0857-30-8659
各総合支所 市民福祉課（裏表紙をご覧ください。）

同じ年代の子ども同士の交流や、お母さん同士の交流の場があります。情報を交換したり、先輩ママのアドバイスを受けてたりしながらみんなで楽しく子育てをしましょう。

●子育てサークル

親子での遊びや学習の場として、また情報交換や仲間づくりの場として開催しています。

- 場 所**
- 各地区公民館など



5 予防接種を受けたいときは

問
い
合
わ
せ

保健医療課（駅南庁舎） 予防接種推進係 ☎0857-30-8640
鳥取東保健センター（国府町総合支所内） ☎0857-30-8659
各総合支所市民福祉課（裏表紙をご覧ください。）

病気を予防するため、予防接種を受けましょう。予防接種法に基づく定期予防接種対象者には、予防接種券を郵送します。

定期予防接種で防ぐことができる病気には、結核、ポリオ、ジフテリア、百日咳、破傷風、B型肝炎、麻疹、風疹、日本脳炎、肺炎球菌感染症、H i b感染症、水ぼうそう、ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイルス感染症などがあります。

また、生後6か月から小学6年生までの者には、インフルエンザの一回目について、予防接種費用の助成を行っています。

予防接種の受け方や接種についての詳細は、個人通知で案内します。

予防接種により健康被害が生じた場合は、給付を受けられる場合があります。

問い合わせ ● 保健医療課（駅南庁舎） 予防接種推進係 ☎0857-30-8640

3

のり
児
親
家
庭
に
た
ま
え
に

6 妊娠、出産、育児で困ったときは

問
い
合
わ
せ

こども家庭センター（駅南庁舎） 子育て支援係 ☎0857-30-8587
こども発達支援センター（駅南庁舎） ☎0857-30-8561

● 妊娠相談

妊娠期からの生活相談

妊娠期からの生活や出産に向けての悩みの相談を受けるとともに、情報の提供をします。

時 間 ● 午前8時30分～午後5時15分

電 話 ● 0857-30-8586

妊娠SOS相談

予期せぬ妊娠や、妊娠の悩み、不安などに関する相談を受けています。

時 間 ● 午前8時30分～午後5時15分

電 話 ● 0857-36-0506

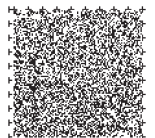
E-mail ● ninshinsos@city.tottori.lg.jp

● 産後ケア事業（母子ショートステイ事業、母子デイサービス事業、母子アウトリーチ事業）

出産後1年以内の母子を対象に、心身の安定や育児不安の解消を図るため、助産師等によるこころとからだのケア、育児のサポートを受けることができます。

母子ショートステイ（宿泊型）、母子デイサービス（通所型）、母子アウトリーチ（訪問型）があり、鳥取市が契約した産科医療機関や助産所で行っています。

電 話 ● 0857-30-8587



●こども家庭相談

子育ての相談に応じるとともに必要な支援を行います。また、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、速やかにご連絡ください。

電話 ● 児童相談係 ☎0857-20-0122

●子育て相談ダイヤル

育児の不安や悩みの相談を受けるとともに子育て支援に関する情報の提供をします。

時間 ● 午前8時30分～午後5時15分

電話 ● ☎0857-36-0505

●子育て短期支援事業(ショートステイ事業・平日日帰りステイ事業・トワイライトステイ事業)

児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を、7日間を限度に預かるショートステイ事業、平日の朝から午後5時まで預かる平日日帰りステイ事業、平日の夕方から午後10時まで又は休日に預かるトワイライトステイ事業を鳥取こども学園、青谷こども学園、里親グループで行っています。

電話 ● 児童相談係 ☎0857-20-0122

●子どもの発達相談

乳幼児期から18歳までの子どもの発達で気になることや関わり方等に関して、電話・来所・訪問等により相談を受けています。

電話 ● 発達支援係 ☎0857-30-8561

●子どもの就学・教育相談

子どもの学校生活全般に関して、電話・来所・訪問等により相談を受けています。

電話 ● 特別支援教育係 ☎0857-30-8562

●児童発達支援

療育に関する相談

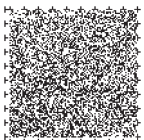
発達支援の必要な幼児が通園し、生活自立を目指して療育を行います。また、子どもの発達に関して、相談を受けています。

問い合わせ ● 鳥取市立若草学園(湖山町西一丁目516) ☎0857-28-1233

サービス利用に関する相談

児童発達支援等のサービスに関する相談を受けています。

問い合わせ ● 鳥取市相談支援事業所わかくさ(湖山町西一丁目512 鳥取市国際交流プラザ内) ☎0857-31-6839



4 生活に困られている人のために

1 生活保護

問
い
合
わ
せ

生活福祉課(本庁舎) 保護第一、三係 ☎0857-20-3472
保護第二、四係 ☎0857-20-3473
各総合支所市民福祉課 (裏表紙をご覧ください。)

●生活保護制度について

生活保護は、給与や年金などの収入が国の定めた「最低生活費」を下回り、自分の資産や様々な制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第25条の理念に基づき、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした生活保護法による制度です。

◎保護のしくみ

生活保護は、原則として世帯を単位として、その世帯の最低生活費と世帯員全員の収入を比較し、不足する場合にその不足分を保護費として支給するしくみです。

最低生活費……世帯構成、世帯員の年齢などにより国が定めた基準により計算された生活費
収入……その世帯に入ってくるすべての収入 (給与、賞与、年金、手当、保険金、慰謝料、養育費、仕送りなどあらゆる収入)

保護が受けられる場合
(収入が最低生活費に満たないとき)

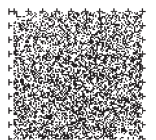
最低生活費	
収 入	保護費

保護が受けられない場合
(収入が最低生活費を上回るとき)

最低生活費	
収 入	

4

生活に困ら
れている人
のために



2 生活困窮者の支援

問
い
合
わ
せ

中央人権福祉センター(パーソナルサポートセンター) ☎0857-20-4888

働きたくても働けない、住むところがないなど、困っているのにどこに相談していいかわからないときがあります。そこで、暮らしや仕事の不安について相談する窓口として、本人の状況に応じた寄り添った支援を行うことにより、困窮状況から早期に脱却できるように支援します。

●自立相談支援事業

生活困窮の相談に応じ、アセスメントを実施して一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげ、自立を支援します。

●住居確保給付金の支給

離職等により住居を失うおそれのある方で、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給します。

●家計改善支援事業

家計に問題を抱える方からの相談に応じ、「家計管理に関する支援」「滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援」「債務整理に関する支援」などを実施します。

●就労準備支援事業

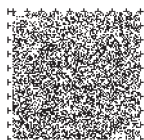
直ちに一般就労への移行が困難な方に対し、就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から支援します。

●子どもの学習支援事業

貧困の連鎖の防止に取り組むため、子どもの学習支援事業を実施します。

●一時生活支援事業

住居のない困窮者の方で、収入等が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り宿泊場所の供与等の緊急的な支援を実施します。



5 戦傷病者・戦没者の遺族のために

1 戦傷病者・戦没者の遺族への援護

問
い
合
わ
せ

生活福祉課(本庁舎) 保護第一、三係 ☎0857-20-3472
保護第二、四係 ☎0857-20-3473
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

1 JR乗車券類引換証の交付

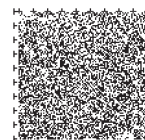
戦傷病者に対し、JR乗車券類引換証の交付を行います。

2 特別弔慰金の受付等

戦没者の遺族に対し、国が支給する特別弔慰金の請求受付等を行います。

5

戦傷病者・
戦没者の遺
族のために



6 心の健康に悩みのある人のために

1 心の健康や、精神疾患、精神障がいについて

1 心の健康について相談したいときは

問
い
合
わせ

保健医療課(駅南庁舎) 心の健康支援室 ☎0857-22-5616
鳥取東保健センター、各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●個別相談

心の健康、精神疾患、精神障がい者である方(うつ、統合失調症、ひきこもり、アルコール等の依存症など)に関する様々な相談に応じています。ご家族からの相談にも応じます。

相談によっては、保健師による訪問指導を行ったり、治療等の専門機関と連携をとりながら支援を行います。

●専門相談

アルコール・薬物・ギャンブル(ゲーム)等専門相談

アルコール・薬物・ギャンブル(ゲーム)のことについて気になっている方、やめられない本人、家族の相談に、専門の医師・相談支援コーディネーターが応じます。

- 日 時 ● 毎月第2金曜日 午後3時～4時
- 会 場 ● さわやか会館 3階 第1研修室
- 事前予約 ● 必要(開催日の2日前まで)
- 問い合わせ ● 保健医療課 心の健康支援室

●家族教室

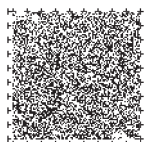
家族が正しい知識を得ること、参加者同士の話し合いをとおして、家族自身がゆとりをもって自分らしく過ごせることを目指しています。

アルコール・薬物・ギャンブル(ゲーム)等家族教室

- 対 象 ● アルコール・薬物・ギャンブル(ゲーム)等のお困りの家族等(ご本人以外)
- 日 時 ● 毎月第2金曜日 午後1時30分～3時
- 会 場 ● さわやか会館 3階 第2研修室
- 内 容 ● ミニ講義と話し合い
- 事前予約 ● 不要
- 問い合わせ ● 保健医療課 心の健康支援室

ひきこもり家族教室

- 対 象 ● ひきこもりのことでお困りの家族等(ご本人以外)
- 日 時 ● 毎月第3火曜日 午前10時～12時
- 会 場 ● さわやか会館 3階 第2研修室
- 内 容 ● ミニ講義と話し合い



- 事前予約 ● 不要
- 問い合わせ ● 保健医療課 心の健康支援室

● デイケア

在宅の精神障がいのある人が、レクリエーションなどをおして交流を深めながら、日常の相談ができる場所です。

さわやかサロン（地域生活支援事業）

- 場 所 ● 鳥取市富安二丁目96 さわやか会館
- 開 催 時 間 ● 毎週火曜日 午後1時30分～3時（祝日、お盆、年末年始を除く。）
- 問 い 合 わ せ ● 保健医療課 心の健康支援室

南部・西部地域デイケア

- 問 い 合 わ せ ● 各総合支所市民福祉課

2 心の健康に関する学習をしたいときは

問
い
合
わ
せ

保健医療課(駅南庁舎) 心の健康支援室 ☎0857-22-5616
健康づくり推進課(駅南庁舎) 地域保健第二係 ☎0857-30-8585
鳥取東保健センター、各総合支所市民福祉課（裏表紙をご覧ください。）

6

心の健康に
悩みのため
に

心の健康の保持・増進や精神疾患に対する理解・接し方等、医師や保健師などが地域や企業に出向き、講話等を実施します。

● 地域

- 講 座 内 容 ● 睡眠の上手な取り方
- ストレスとの上手な付き合い方
- アルコールとの上手な付き合い方
- ゲートキーパーについて 等

*ゲートキーパーとは…悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことを言います。

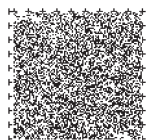


● 企業

メンタルヘルス出前講座

メンタルヘルスに関する正しい知識を持ち、職場の健康づくりに活用いただくため、出前講座を行います。

- 内 容 ● セルフケア（睡眠、ストレス、アルコールなど）に関する基礎知識、悩んでいる人に対する周囲の対応
- 問 い 合 わ せ ● 保健医療課 心の健康支援室



1 成人の健康づくり

1 健康診査を受けたいときは

問
い
合
わせ

健康づくり推進課 健診推進室(駅南庁舎) ☎0857-20-0320
鳥取東保健センター(国府町総合支所内) ☎0857-30-8659
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

脳血管疾患、心疾患、がんなどの生活習慣病を予防するため、健康診査やがん検診などを行います。

健診は、医療機関で受けていただく個別健診と、市役所駅南庁舎、地区の公民館や保健センターなどで受けていただく集団健診があります。受診の際には必ず送付した受診券及び保険資格を確認できるものを持参してください。

受診を希望される人で、受診券が見当たらない場合は上記問い合わせ先までご連絡ください。
※市民税非課税世帯の方で受診券の自己負担額が有料記載の場合、事前の申請により無料になる健診があります。1週間前までに問い合わせ先にご連絡ください。

●特定健康診査・高齢者健康診査・健康診査

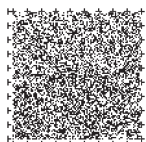
- 鳥取市は、下記の対象者に対して健康診査を実施します。
- 受診の際には、送付した受診券及び保険資格を確認できるものが必要です。

種 類	対 象 者	料 金		内 容
		個別健診	集団健診	
特定健康診査	40～74歳の鳥取市国民健康保険の加入者	無料		問診、身体計測、血圧測定、血液検査など
高齢者健康診査	後期高齢者医療保険の加入者	500円		
健康診査	18歳～39歳（被用者保険本人を除く。）	500円 (市民税非課税世帯は無料)		
	40歳以上の生活保護受給者	無料		

※健診内容は、一定の基準のもと、医師の判断により追加項目があります。

◆無料クーポン券

翌年度4月1日までに41、46、51、56、61歳に到達する人は、各がん検診を無料で受けることができます。(子宮は21、26、31、36歳も無料) また、肝炎ウイルス検査も無料で受けることができます。



●肝炎ウイルス検査

- 内 容** ● B型、C型肝炎ウイルス検査（血液検査）
- 料 金** ● 個別検診：800円
● 集団検診：300円
※市民税非課税世帯は無料
※年度内に40、45、50、55、60、65歳、70～74歳に到達する人は、無料
- 対 象 者** ● 40歳～74歳の人で過去に検査を受けていない人

●胃がん検診

- 内 容** ● 胃のX線検査（バリウム）又は胃内視鏡（胃カメラ）検査。ただし、集団検診は、胃のX線検査のみ。
- 料 金** ● 個別検診：2,000円
● 集団検診：500円
※市民税非課税世帯は無料
- 対 象 者** ● 40歳以上の人

●肺がん・結核検診

- 内 容** ● 肺のX線撮影と喀痰検査（喀痰検査は必要な人のみ）
- 料 金** ● 個別検診：1,000円（喀痰なし）又は2,000円（喀痰あり）
● 集団検診：無料（喀痰なし）又は300円（喀痰あり）
※市民税非課税世帯は無料
- 対 象 者** ● 40歳以上の人

●大腸がん検診

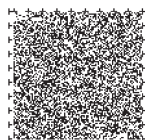
- 内 容** ● 便の潜血反応検査
- 料 金** ● 個別検診：500円
● 集団検診：200円
※市民税非課税世帯は無料
- 対 象 者** ● 40歳以上の人

●子宮がん検診

- 内 容** ● 子宮頸部細胞診。必要な人には体部がん検診も実施。ただし、集団検診は、頸部のみ
- 料 金** ● 個別検診：1,500円（頸部がん検診）又は2,800円（頸部及び体部）
● 集団検診：500円
※市民税非課税世帯は無料
- 対 象 者** ● 20歳以上の女性

●乳がん検診

- 内 容** ● マンモグラフィ（乳房のX線検査）
- 料 金** ● 個別検診：1,300円
● 集団検診：500円
※市民税非課税世帯は無料
- 対 象 者** ● 40歳以上の女性（2年に1回）



●国保人間ドック

- 内 容** ● 国保特定健康診査、胃がん・肺がん・大腸がん検診、超音波検査、眼底検査、腫瘍マーカーなど
- 料 金** ● 11,300円 (3,800円)
● 喀痰検査あり11,900円 (4,000円)
※ () は市民税非課税世帯
- 対 象 者** ● 年度内に40歳～74歳に到達する鳥取市国民健康保険加入者
- 申し込み方法** ● 医療機関に予約後、受診日の1カ月から1週間前までに下記窓口で手続きが必要です。
- 持 参 品** ● 国民健康保険証、特定健診受診券、がん検診・歯科検診受診券
- 手続き窓口** ● 鳥取市保健所窓口⑤⑥人間ドック・脳ドック受付 (駅南庁舎1階)
● 鳥取東保健センター
● 各総合支所市民福祉課

●脳ドック

- 内 容** ● MRI、MRA検査 (脳血管撮影) 等
- 料 金** ● 鳥取市国民健康保険加入者：7,200円 (2,200円)
● 鳥取市国民健康保険以外の対象者：8,000円 (3,000円)
※ () は市民税非課税世帯
- 対 象 者** ● 鳥取市国民健康保険加入者、社会保険等の被扶養者及び任意継続者並びに生活保護世帯の人で、かつ、年度内に40、45、50、55、60、65、70歳に到達する人

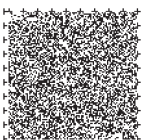
●骨粗しょう症予防検診

- 内 容** ● かかとの骨の超音波による骨量測定
- 料 金** ● 集団検診：300円
- 対 象 者** ● 25歳以上の女性

●ふしめ歯科検診

- 内 容** ● 歯科医師によるむし歯、歯周病などの検診
- 料 金** ● 無料
- 対 象 者** ● 年度内に40、50、60、70歳に到達する人及び45、55、65歳に到達する鳥取市国民健康保険加入者
- 対 象 者** ● 鳥取県東部歯科医師会所属の各歯科医院

各種料金は、令和6年度時点のものです。



2 健康に関する相談をしたいときは

問
い
合
わ
せ

健康づくり推進課(駅南庁舎) 地域保健第二係 ☎0857-30-8585
食育推進係 ☎0857-30-8582
鳥取東保健センター(国府町総合支所内) ☎0857-30-8659
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●健康づくり推進課

保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士が健康に関する個別の相談に応じます。

●各総合支所

健康に関するご相談をお受けしています。相談日など詳細は、各総合支所市民福祉課へお問い合わせください。

●各地区公民館

ご希望に応じ、血圧測定や健康相談を行います。

3 健康に関する学習をしたいときは

問
い
合
わ
せ

健康づくり推進課(駅南庁舎) 地域保健第二係 ☎0857-30-8585
食育推進係 ☎0857-30-8582
鳥取東保健センター(国府町総合支所内) ☎0857-30-8659
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

生活習慣病の予防と健康の保持・増進を図るため、講演会、健康教室、運動などの講習会を開催します。

●健康講演会

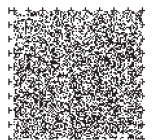
内 容 ● 地域で実施 医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などによる講話

●健康教室

内 容 ● 糖尿病予防教室、適塩講座など
● けんこうウォーキング、しゃんしゃん体操など

●健康に関する自主グループ

内 容 ● 生活習慣病予防グループ、歩こう会、生命の貯蓄体操など



4 健康づくりを推進している地区組織

問
い
合
わ
せ

健康づくり推進課(駅南庁舎)	地域保健第一係	☎0857-30-8581
	地域保健第二係	☎0857-30-8585
	食育推進係	☎0857-30-8582
鳥取東保健センター(国府町総合支所内)		☎0857-30-8659

●健康づくり地区推進員

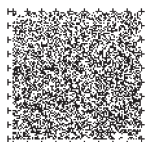
誰もがいきいきと生きがいをもって健康な生活ができるよう、健康づくりの担い手として各地区で健康づくり地区推進員が活躍しています。地域の人たちに健診を受けるよう呼びかけたり、健康講演会や健康ウォークなどを企画するなど、地域の健康づくりの輪の拡大に努めています。

●食育推進員

「家庭からはじまる食育の輪」を合言葉として、各地区で食育推進員が活躍しています。健康づくりのための食生活に関する正しい知識の普及や、生活習慣病予防のための食育事業を、各地区で年間を通して実施しています。

●しゃんしゃん体操普及員

地域のふれあいと介護予防を目的に、集会所や公民館などで「しゃんしゃん体操」の普及を行っています。



2 救急医療

問
い
合
わ
せ

保健医療課(駅南庁舎) 医事業事係 ☎0857-30-8531
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●夜間・休日急患診療所 (☎0857-22-2782)

毎日午後7時から午後10時まで、また、日曜日、祝日、年末年始の休日、盆の午前9時から午後5時まで、東部医師会急患診療所(富安一丁目)において、診療(内科・小児科)を行っています。

※令和7年4月1日からは日曜日、祝日、年末年始の休日、盆は午前9時から正午、午後2時から午後5時までの時間に変更になります。

●休日急患歯科診療所 (☎0857-23-3197)

日曜日、祝日、年末年始の休日、盆の午前10時から午後4時まで、東部歯科医師会(富安二丁目 歯科技工専門学校内)において休日急患歯科診療所を開設し、診療を行っています。

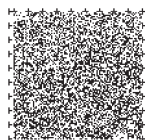
●休日救急当番病院

日曜日、祝日、年末年始の休日、毎月第二土曜日の午前8時30分から翌日午前8時30分まで、県立中央病院、鳥取市立病院、鳥取赤十字病院、鳥取生協病院の4病院が輪番で、二次救急患者の診療を行っています。

●休日当番薬局

日曜日、祝日、年末年始の休日の午前9時から午後5時まで(一部の薬局で営業時間が異なります。)、市内の当番薬局で、医薬品の調剤及び販売を行っています。

7

保健
医療
事業

3 医療費助成について

1 自立支援医療

問
い
合
わ
せ

障がい福祉課(本庁舎) 障がい者福祉係 ☎0857-30-8217
☎0857-30-8455
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●更生医療

身体に障がいのある人が、障がいの軽減・除去や機能回復のための医療を受けられた場合に更生医療の給付が受けられます。

- 対象者** ●身体障害者手帳を所持する18歳以上の人
費用 ●原則、医療費の9割を負担します(自己負担1割)。

●育成医療

18歳未満で身体に障がい又は疾患がある児童で、その障がい又は疾患を軽減・除去するための医療を受けられた場合に育成医療の給付が受けられます。

- 対象者** ●18歳未満で身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいが残ると認められる疾患がある児童
費用 ●原則、医療費の9割を負担します(自己負担1割)。

●精神通院医療

精神疾患の治療のため、継続的に通院されている人は、精神通院医療の給付が受けられます。有効期間は1年間です。継続の場合は、更新手続きが必要となります。

- 費用** ●原則、医療費の9割を負担します(自己負担1割)。

2 特別医療費助成

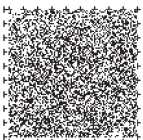
問
い
合
わ
せ

保険年金課(本庁舎) 医療助成係 ☎0857-30-8223
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●障がい者医療費助成

障がいのある人が医療保険で医療を受けられた場合に、自己負担部分を助成する制度です。

- 対象者** ●身体障害者手帳1・2級の人
●療育手帳に「特別医療該当」と記載されている人
●精神障害者保健福祉手帳1級の人
※本人の前年所得が一定の金額未満の人が対象
※転入者の場合、前年中の所得課税証明書の提出、または個人番号による情報連携に同意していただく必要があります。



- 助成額** ● 医療費の全額又は一部（本人及び世帯員の市民税の課税状況により月額負担金上限額が定められています。）
 ※上記以外の人で、次の要件に該当する人は、医療費から月額負担金を除いた全額～半額の助成が受けられます。
- 要件** ● 障害者手帳を所持している。
 ● 70歳未満で所得税及び市民税が非課税である。
- 申請に必要なもの** ● 保険資格を確認できるもの（対象者のもの）及び障害者手帳
- 申請場所** ● 保険年金課（本庁舎1階13番窓口）
 ● 各総合支所 市民福祉課

●小児医療費助成

小児の医療費を助成します。※18歳に達する年度末までが対象。

- 申請に必要なもの** ● 保険資格を確認できるもの（対象となる小児のもの）
- 申請場所** ● 保険年金課（本庁舎1階13番窓口）
 ● 各総合支所 市民福祉課

●特定疾病医療費助成

20歳未満で小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっている疾患にかかっている方の対象疾病に係る医療費の一部を助成します。

なお、先天性代謝異常は20歳以上も対象となる場合があります。

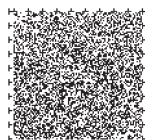
- 申請に必要なもの** ● 保険資格を確認できるもの（対象者のもの）及び医師の医療意見書または小児慢性特定疾病医療費医療受給者証
- 申請場所** ● 保険年金課（本庁舎1階13番窓口）
 ● 各総合支所 市民福祉課

●ひとり親家庭医療費の助成

ひとり親家庭で、18歳に達する年度末までの子を扶養している親に医療費の一部を助成します。ただし、所得税非課税世帯に限ります（転入者の場合、前年中の所得課税証明書の提出または個人番号による情報連携に同意していただく必要があります）。

- 申請に必要なもの** ● 保険資格を確認できるもの（扶養している子及び親のもの）
- 申請場所** ● 保険年金課（本庁舎1階13番窓口）
 ● 各総合支所 市民福祉課

☆上記4つの医療助成の申請については、申請者の本人確認書類（顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点）が必要です。



3 未熟児養育医療費の助成

問
い
合
わ
せ

保険年金課(本庁舎) 医療助成係 ☎0857-30-8223
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

身体の発育が未熟なまま出生した乳児(いわゆる未熟児)で、医師が入院養育を必要と認めて、指定の医療機関で入院治療を行う場合を対象に、医療費を助成する制度です(転入者の場合、前年中の所得課税証明書の提出または個人番号による情報連携に同意していただく必要があります)。

申請に必要なもの

- 保険資格を確認できるもの(対象となる乳児のもの)、医師の養育医療意見書、申請者の本人確認書類(顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点)

申請場所

- 保険年金課(本庁舎1階13番窓口)
- 各総合支所 市民福祉課

4 特定医療費(指定難病) 医療費助成

問
い
合
わ
せ

保健医療課(駅南庁舎) 感染症・疾病対策係 ☎0857-30-8532

難病の患者に対する医療等に関する法律(いわゆる「難病法」)に基づき、「指定難病」の認定を受けた場合、治療等にかかる医療費の助成を受けることができます。

対象となる疾病

- 難病のうち国が定めた基準に該当する341疾病

費用

- 原則、医療費の2割負担となります。ただし、世帯の所得等に応じて、月額自己負担上限額が設けられています。
※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。

申請場所

- 保健医療課 感染症・疾病対策係

5 肝炎治療の医療費助成

問
い
合
わ
せ

保健医療課(駅南庁舎) 感染症・疾病対策係 ☎0857-30-8532

B型及びC型肝炎のインターフェロン・インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費の助成を受けることができます。

助成の内容

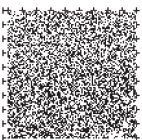
- 対象となる医療費について、自己負担限度額(所得状況に応じて月額1万円又は2万円)を超えた額を助成

申請に必要なもの

- 申請書
- 診断書
- 保険資格を確認できるもの
- 世帯全員の住民票の写し、所得課税証明書 など
※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。

申請場所

- 保健医療課 感染症・疾病対策係



6 肝炎ウイルス初回精密検査費用の助成

問
い
合
わ
せ

保健医療課(駅南庁舎) 感染症・疾病対策係 ☎0857-30-8532

過去1年以内に市町村や県・職域で実施する肝炎ウイルス検査または妊婦健診や手術前の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方を対象に、指定の医療機関での初回の精密検査費用を助成します。ただし、肝機能に関連して保健所が定める項目のみが対象となります。

申請に必要なもの

- 申請書
- 領収書
- 診療明細書
- フォローアップ同意書
- 肝炎ウイルス検査(市町村、県・職域が実施したもの)の結果通知書または、肝炎ウイルス検査結果の記載された母子保健手帳または術前検査結果通知書とその後を受けた手術に関する診療明細書
※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。

申請場所

- 保健医療課 感染症・疾病対策係

7 肝炎定期検査費用の助成

問
い
合
わ
せ

保健医療課(駅南庁舎) 感染症・疾病対策係 ☎0857-30-8532

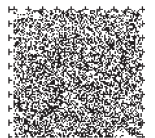
年度内で2回を限度に定期検査費用を助成します。ただし、肝機能に関連して保健所が定める項目のみが対象となります。また、治療費は対象外です。

対象者

- 以下のすべての要件に該当する鳥取県東部の市町村に在住する人
 - ① 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変、肝がん(治療後の経過観察を含む。)と診断された人。ただし、無症候性キャリアの人は、対象外です。
 - ② 住民税非課税世帯に属する人又は市町村民税所得割課税年額が235,000円未満の世帯に属する人(住民票で同じ世帯に属する全ての人が住民税非課税又は市町村民税課税年額が235,000円未満の世帯)※
※ただし、扶養義務配偶者以外の者で相互に地方税法上・医療保険上の扶養関係にない者は、合算対象から除外できる。
 - ③ 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない人
 - ④ フォローアップに同意した人

申請に必要なもの

- 申請書
- 領収書
- 診療明細書
- フォローアップ同意書
- 世帯全員の住民票の写し、所得課税証明書など
- 精密検査実施医療機関の医師が記載した診断書



7

保
健
・
医
療
事
業

※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。

申請場所

- 保健医療課 感染症・疾病対策係

8 石綿健康被害救済制度

問
い
合
わ
せ

保健医療課(駅南庁舎) 感染症・疾病対策係 ☎0857-30-8533

石綿による健康被害の救済に関する法律が平成18年に施行され、石綿による健康被害者及び遺族で、労災補償等の対象とならない人に対して、独立行政法人環境再生保全機構が救済給付の支給を行っています。

※制度の詳細については、問い合わせ先へご確認ください。

申請場所

- 保健医療課 感染症・疾病対策係

9 小児慢性特定疾病医療費助成・小児慢性特定疾病交通費助成

問
い
合
わ
せ

こども未来課(駅南庁舎) 育成係 ☎0857-30-8239

児童福祉法に基づき、18歳未満の児童(18歳到達後も治療が必要であると認められる場合は、20歳まで)について小児慢性特定疾病に係る医療費の一部の助成を受けることができます。

また、小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちのお子さんの県外医療機関受診時の交通費の一部を助成します。

対象となる疾病

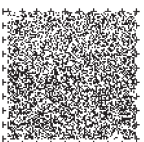
- 国が定めた基準に該当する小児慢性特定疾病及びこれに付随して発生する傷病に関する医療が対象となります。

申請に必要なもの

- 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書
 - 指定医が作成した医療意見書
 - 保険資格を確認できるもの
- ※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。

申請場所

- こども未来課(駅南庁舎) 育成係



8 国民健康保険

1 国民健康保険制度について

問
い
合
わ
せ

保険年金課(本庁舎) 国民健康保険係 ☎0857-30-8222
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

国民皆保険制度

日本では、病気やけがをしたときに経済的な負担を少しでも軽くし、安心して治療が受けられるように、すべての人がいずれかの保険に加入することになっています。

健康保険(会社の健康保険や共済組合)に加入している人やその被扶養者、後期高齢者医療制度などに加入している人、生活保護を受けている人を除き、国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険も医療保険のひとつで、加入者が保険料を出し合い、みんなで助け合う社会保険のしくみをとる社会保険制度のひとつです。

1 こんなときには届け出てください

次のような場合、世帯主は14日以内に手続きをしてください。

	こんな場合の手続き	必要なもの
加入する場合	転入したとき(転入届を済ませた後)	
	他の健康保険をやめたとき	健康保険の資格喪失証明書※1
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書※1
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
やめる場合	転出するとき(転出届を済ませた後)	資格確認書※2
	他の健康保険に入ったとき	健康保険に加入したことがわかるもの(全員分)※1 資格確認書※2
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書※1、資格確認書※2
	死亡したとき	資格確認書※2
その他	住所、氏名、世帯が変わったとき	資格確認書※2

※1 マイナンバーを利用した情報連携により、添付を省略できる場合があります。

※2 有効期限内の保険証を持っている場合は保険証

★上記必要なものに加え、手続きが必要な方全員のマイナンバーが確認できるもの、および届出人の本人確認書類(顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点)が必要です。

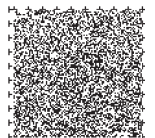
2 国保で受けられる給付

●療養の給付

病院などの窓口で保険資格を確認できるものを提示すれば、医療にかかった費用のうち、一部負担金を支払うだけで、残りの費用は国保が負担します。

○保険証利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)を使って、医療機関等を受診することができます。

*マイナ保険証の利用ができない医療機関等を受診する場合でも、次のいずれかを提示することで受診できます。



(1) 「マイナ保険証」 + 「資格情報の画面 (マイナポータル)」

(2) 「マイナ保険証」 + 「資格情報のおしらせ」

○マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付します。

資格確認書を医療機関等に提示することで、保険証と同じように保険診療を受けることができます。

給付の対象 ●診察、治療、薬や注射などの処置、入院 (食事代は、除く。)、在宅療養 (かかりつけの医師による訪問診療)、訪問看護

●療養費の支給

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、申請をして審査で決定されれば、自己負担分を差し引いた金額が後で支給されます。

	1	2	3
こんなとき	コルセットなどの補装具代がかかったとき (医師が必要と認めた場合)	急病など緊急その他やむをえない理由で、医療機関に保険資格を確認できるものを提出できなかったとき	海外渡航中に診療を受けたとき (治療目的の渡航は除く。)
申請に必要なもの	●医師の診断書 ●領収書 ●預金口座 (世帯主)	●領収書 ●診療報酬明細書 ●預金口座 (世帯主)	●領収明細書 (日本語翻訳文) ●診療内容明細書 (日本語翻訳文) ●預金口座 (世帯主) ●パスポート

★上記必要なものに加え、世帯主及び療養を受けた方のマイナンバーが確認できるもの、届出人の本人確認書類 (顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点) が必要です。

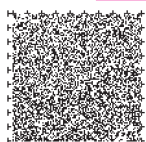
●高額療養費の支給

国民健康保険に加入している人 (被保険者) が、医療機関で治療を受け、1カ月 (1日から末日まで) の医療費の自己負担額が、一定額 (自己負担限度額) を超えるときは、申請により超えた額の払い戻しを受けることができます。

ただし、差額ベッド代、保険のきかない治療費及び入院中の食事代の自己負担額については、支給の対象となりません。

★令和6年度現在

自己負担限度額				
	適用区分		個人単位	世帯単位
			(外来のみ)	(外来及び入院)
70歳 ~74歳	現役並み所得者Ⅲ	住民税課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【140,100円】	
	現役並み所得者Ⅱ	住民税課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【93,000円】	
	現役並み所得者Ⅰ	住民税課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【44,400円】	
	— 般	住民税課税所得145万円未満で低所得Ⅰ、Ⅱ以外(※1)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【44,400円】
	低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ(※2)	住民税非課税	8,000円	15,000円



自己負担限度額		
70歳未満	適用区分	国保世帯全体
	ア	基礎控除後の所得 901万円超
イ	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【93,000円】
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【44,400円】
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円【44,400円】
オ	住民税非課税	35,400円【24,600円】

(※1) 一般は世帯収入の合計が520万円未満（一人世帯の場合は、383万円未満）の場合及び旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2) 低所得Iは、住民税非課税世帯で、その世帯の各所得が必要経費及び控除（年金の所得については、控除額を80万円※給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除として計算）を差し引いたときに0円となる人です。

※【 】は、過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合（多数該当）の4回目以降の限度額です。

申請に必要なもの ● 領収書、預金口座（世帯主）、届出人の本人確認書類、マイナンバーが確認できるもの（世帯主及び治療を受けた人）

● 限度額適用認定証（住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）

提示することによって、一つの医療機関での医療費の支払いが限度額までになります。

マイナ保険証を利用すると、限度額適用認定証の申請をしなくても、医療機関で限度額区分の確認ができます。（保険料を滞納していると確認できません）

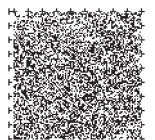
● 出産育児一時金の支給

国民健康保険に加入している人（被保険者）が出産（妊娠85日以上の死産・流産含む。）したときは、申請により、世帯主に出産育児一時金（1児につき50万円（産科医療制度対象外の出産の場合は、48万8千円））が支給されます。

なお、出産育児一時金は、原則として国民健康保険から医療機関などに直接支払われ、差額がある場合は世帯主に支給されます。

● 葬祭費の支給

国民健康保険に加入している人（被保険者）が死亡したときは、申請により、その葬儀を行った人に、葬祭費3万円が支給されます。



●高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険と介護保険の両方から給付を受けたとき、1年間の両方の自己負担額を合計して一定額を超えた場合は、その超過金額が高額介護合算療養費として支給されます。

該当する人は、国民健康保険の担当課（保険年金課又は各総合支所市民福祉課）へ「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出してください（11ページをご覧ください）。

3 特定健康診査・特定保健指導の実施

40歳～74歳の国民健康保険に加入している人（被保険者）を対象に、特定健康診査を実施しています。毎年5月末頃、該当者全員に受診券を送付しますので、受診券及び保険資格を確認できるものを持参し受診してください（61ページをご覧ください）。健診結果により、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当又は予備群と判定された人等には、生活習慣改善のための特定保健指導利用券を送付しますので、利用してください。

4 交通事故で診療を受けたとき

国民健康保険に加入している人（被保険者）が、交通事故や傷害事件など、第三者（加害者）から傷害を受けて医療機関にかかった場合、医療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、国民健康保険を使って治療を受けることができます。この場合、一時的に国民健康保険で医療費を立て替え、後日加害者に請求しますので、国民健康保険を利用する場合は、必ず保険年金課に届出をしてください。

なお、届出の前に示談を済ませてしまうと、請求できなくなる場合があります。

5 医療費を大切に

病院にかかると、診察や治療に要した費用（医療費）の2～3割を国民健康保険に加入している人（受診者）が自己負担して、残りの7～8割を保険者（鳥取市）が病院へ支払いますが、保険者が負担するその医療費は、国民健康保険に加入している人（被保険者）の皆さまからいただく「保険料」で賄われています。

医療費は、年々増加の傾向にあり、このまま増え続けると、その費用を補うために保険料を上げざるを得ません。そうならないためにも、医療費を節約して国民健康保険制度を安定させることが大切です。では、どうしたら節約できるのでしょうか。

ここでは、医療費節約術の一部をご紹介しますので、ぜひ普段の生活で取り入れてみてください。

●1年に1回は健康診断や歯科検診を受けましょう。

⇒ 病気の早期発見・早期治療に繋がり、重症化を予防することができます。

●かかりつけ医を持ちましょう。

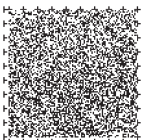
⇒ 紹介状を持たずに最初から大きな病院で受診すると、初診料とは別に特定療養費が加算され、費用が余計にかかる場合があります。

●救急ではないのに休日や夜間の受診は避けましょう。

⇒ 割増料金が発生し、通常受診より医療費が高くなります。また、救急外来が混み合うことで、緊急性の高い患者さんの治療に支障をきたす場合があります。

●同じ病気で複数の医療機関を受診するのは避けましょう。

⇒ 重なる投薬等により身体に悪影響を与えてしまう心配があり、医療費の負担も増大します。



●ジェネリック医薬品（後発医薬品）を活用しましょう。

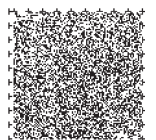
⇒ ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に開発された新薬（先発医薬品）の特許が切れてから、同じ有効成分を使って作られた安価な薬です。新薬と同じ有効成分を使っているため、効果・効能もほとんど新薬と同じで、開発コストが抑えられるため、価格が新薬より安く、利用することで、医療費を節約することができます。なお、国の審査機関で新薬と同レベルの品質・有効性・安全性が確認されていますが、同じ有効成分を使っている場合でも添加物などが違うこともあり、ほかの薬や食べ物などとの飲み合わせが変わってくる場合がありますので、医師や薬局（薬剤師）へ相談の上で活用をお願いします。

●受診の際にはお薬手帳を携行しましょう。また、かかりつけ薬局を持ちましょう。

⇒ 薬の副作用などを未然に防ぎ、服薬管理等の薬に関するあらゆる相談に応じ、情報提供していただけます。また、飲み残しなどで余っている薬がある場合は、相談により、薬の数量を調整してもらえます。

●インフルエンザが流行する前にワクチン接種を受けましょう。

⇒ 発病の可能性が低減され、また発病した場合の重症化予防にも有効とされています。



6 皆さんの保険料が国民健康保険制度を支えています

●保険料の計算は

★令和6年度現在

	所得割額		均等割額		平等割額
医療分	(前年総所得金額等－43万円) ×料率(%)	+	被保険者数 ×年額(円)	+	1世帯当り 年額(円)
支援分					
介護分					

※医療分及び支援分は、加入している人（被保険者）全員に納めていただきます。介護分は、40歳以上64歳以下の加入している人（被保険者）に納めていただきます。

※料率と年額は、その年の医療費や所得などの状況により毎年見直しされます。

※総所得金額等とは、総所得金額（給与所得・年金雑所得など）、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額（特別控除・繰越控除後の土地建物株式の譲渡所得など）の合計額です。

●保険料の納期

(普通徴収) 納付書又は口座振替で納付

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※口座振替（全期前納及び期別振替）の人は、6月から引き落とし開始となる予定ですのでご注意ください。

(特別徴収) 年金からの引き落としで納付

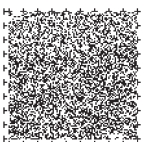
1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

次に該当する方は、特別徴収をさせていただきます。

対象となる人	注意点
以下のすべてに当てはまる世帯の世帯主 ○国民健康保険に加入している世帯主・世帯員全員が65～74歳の世帯 ○世帯主の年金が年額18万円以上 ○国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下	○加入の時期によって、普通徴収のみになる場合があります。 ○世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入している世帯は、年金からの特別徴収にはなりません。 ○口座振替で納めている人は引き続き口座振替となります。(特別徴収しません。)

●保険料の納付義務者

保険料の納付義務者は、世帯主です。世帯主が勤務先の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入していて、国民健康保険に加入していない場合でも、家族が国民健康保険に加入している人（被保険者）がいれば、その世帯の保険料は世帯主に納めていただくこととなります（この場合を、擬制世帯主といいます）。



●保険料の軽減制度と減免制度

国が定める基準所得を下回る世帯については、保険料が軽減されます。ただし、所得を申告されていないと、基準に該当するかどうかの判断ができないため軽減されませんので必ず申告しましょう。

【基準所得】

★この基準所得は令和6年度のものです。

世帯の国民健康保険に加入している人（被保険者）全員の総所得金額等の合計	7割軽減	5割軽減	2割軽減
	43万円+10万円× (給与所得者等の数-1) 以下	43万円+29.5万円× (被保険者数)+10万円× (給与所得者等の数-1) 以下	43万円+54.5万円× (被保険者数)+10万円× (給与所得者等の数-1) 以下

※擬制世帯の軽減判定には擬制世帯主の所得も加えられます。

※軽減されるのは、均等割額と平等割額です。

また、災害や病気など特別な事情で生活が著しく困難となり、保険料の納付ができなくなった場合には、申請により減免できる制度がありますので、お早めにご相談ください。

●保険料の口座振替

鳥取市の保険料の納付は原則口座振替です。納め忘れがなく便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。

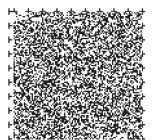
お申し込みは市役所窓口でペイジー口座振替受付サービス（キャッシュカードで口座振替手続きができます。）をご利用いただくか、ご利用の金融機関・ゆうちょ銀行へ納付通知書、預金通帳、届出印を持参して申し込んでください。また、インターネットによる口座振替の申込みもできます。（鳥取銀行・山陰合同銀行のみ）

※ペイジー口座振替サービスは、鳥取銀行、山陰合同銀行、鳥取信用金庫、島根銀行、中国労働金庫、ゆうちょ銀行、鳥取いなば農業協同組合のキャッシュカードで利用できます。

●保険料を滞納すると

特別な事情もなく長期間滞納が続きますと、医療費はいったん全額自己負担していただき、保険年金課の窓口で、保険給付分の払い戻しの申請をしていただくこととなります。

また、保険による給付金を差し止めたり、財産を差し押えする滞納処分を行う場合があります。このようなことのないよう、保険料は納期限内に納めてください。



1 老後や万一の場合に備えて知っておきたい知識

年金制度は、老後や思わぬ事故にあったときに、年金を支給して生活を支える制度です。加入していた制度により、基礎年金（国民年金）、厚生年金、各種共済などがあります。基礎年金の給付は次のようになっていますが、それぞれに受給要件がありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

問
い
合
わ
せ

<国民年金関係> 保険年金課(本庁舎) 年金係 ☎0857-30-8224
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください)
鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311(代表)
<厚生年金関係> 鳥取年金事務所 (各共済組合)
※平成27年10月から共済年金は、厚生年金に統一されています。
問い合わせは、各共済組合でも受け付けます。

1 老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間（保険料免除期間、納付猶予期間及び学生納付特例期間を含む。）が原則として10年以上ある人が65歳になったときから、生涯受けられる年金です。

●老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ支給

受け始める年齢を決めることができます

老齢基礎年金は、原則として65歳からの受給ですが、希望すれば、60歳から65歳になるまでの間に減額された繰上げ支給の老齢基礎年金を、また66歳以後に増額された繰下げ支給の老齢基礎年金を、受け取ることもできます。

ア 繰上げ支給

請求した時の年齢によって支給率（65歳の支給率を100%にした場合）が違います。

※昭和37年4月1日以前生まれの方の支給率は（ ）内となります。

※請求日に応じて月単位で0.4（0.5）%ごとに変ります。

(例) 60歳で請求した場合・・・支給率76.0（70.0）%

61歳で請求した場合・・・支給率80.8（76.0）%

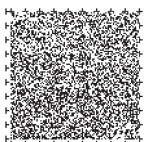
62歳で請求した場合・・・支給率85.6（82.0）%

63歳で請求した場合・・・支給率90.4（88.0）%

64歳で請求した場合・・・支給率95.2（94.0）%

ご注意
ください

- 一度決めた減額率は生涯を通して変更できません。
- 繰上げ支給を受けた後は、事後重症などによる障害基礎年金の請求はできません。



イ 繰下げ支給

繰上げ支給と同様、請求した時の年齢によって支給率（65歳の支給率を100%にした場合）が違います。

※請求日に応じて月単位で0.7%ごとに変ります。

- (例) 66歳で請求した場合・・・支給率108.4%
- 67歳で請求した場合・・・支給率116.8%
- 68歳で請求した場合・・・支給率125.2%
- 69歳で請求した場合・・・支給率133.6%
- 70歳で請求した場合・・・支給率142%

2 障害基礎年金

国民年金の加入中（60歳以上65歳未満で老齢基礎年金の受給を開始していない国内在住の人を含む。）に初診日がある病気やけがにより国民年金の障害等級の1級又は2級に該当し、納付要件を満たしているときに支給されます。

20歳に達する前に初診日がある障がいについては、20歳に達したとき、国民年金の障害等級1級又は2級に認定されれば受けられます（障害者手帳の等級とは別の基準で認定されます。）。

3 遺族基礎年金

国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」、「子のある夫」、又は「子」に支給されます。

子が18歳に達した年度末（障がいがある場合は、20歳）で受給資格がなくなります。

ご相談ください

●保険料を納めるのが困難なとき

「保険料免除制度」「納付猶予制度」「学生納付特例制度」の手続きを！

ア 保険料免除制度（自営業、無職などの人は）

保険料の納付が困難なときは、所得に応じて「全額免除」、「4分の1納付（4分の3免除）」、「半額納付（半額免除）」、「4分の3納付（4分の1免除）」があります。

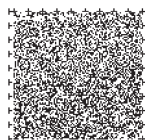
日本年金機構で前年の所得などを審査して、承認を受けると、保険料の全額又は一部の納付が免除されます。

「申請者本人」「申請者の配偶者」「世帯主」の前年所得が審査の対象です。

イ 納付猶予制度（50歳未満の人は）

日本年金機構で前年の所得などを審査して、承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

「申請者本人」「申請者の配偶者」の前年所得が審査の対象です。



ウ 学生納付特例制度（学生の方は）

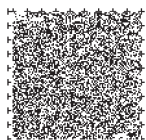
日本年金機構で前年の所得などを審査して、承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

「申請者本人」の前年所得が審査の対象です。

保険料免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた人へ

保険料免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、受給資格期間になりますが、将来の年金受給額は少なくなります。免除などの承認を受けた期間で10年以内の期間は、さかのぼって保険料を納めることができます（追納といいます。）。

追納することにより、老齢基礎年金の年金額に算入されますので、追納をお勧めします。



1 後期高齢者医療制度について

問
い
合
わ
せ

保険年金課(本庁舎) 長寿医療係 ☎0857-30-8225
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人全員と一定の障がいがあると認定された65歳以上の人が加入する高齢者の医療制度です。

鳥取県内の全市町村が加入する「鳥取県後期高齢者医療広域連合」(以下「広域連合」といいます。)が運営主体となり、市町村と協力して運営しており、広域連合は(1)保険料の決定、(2)医療を受けたときの給付、(3)資格確認書等を交付する資格管理を行い、市町村は(1)保険料の徴収、(2)申請や届け出の受け付け、(3)資格確認書等の引き渡しなどの窓口業務を行います。

1 加入対象者…※生活保護を受けている人は、除きます。

●75歳以上の人全員

●65歳以上74歳以下で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた人

※一定の障がいとは、身体障害者手帳の1級～3級及び4級のうち音声、言語に関する障がい又は下肢に関する障がいの一部(1号・3号・4号)、療育手帳の重度障がい(A)並びに精神障害者保健福祉手帳の1級及び2級が該当します。該当する障がいがあり認定を受けようとする人は、申請してください。なお、障がい認定を受けた人は、事前に認定取り下げの申請をすれば後期高齢者医療制度から脱退することもできます。

2 マイナンバーカードの保険証利用(マイナ保険証)

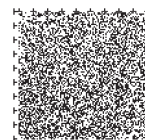
マイナンバーカードを保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関・薬局を受診することができます。医療機関・薬局への受診はぜひマイナ保険証をご利用ください。

※マイナ保険証の利用ができない医療機関等を受診する場合でも、次のいずれかを提示することで受診ができるようになります。

- (1)「マイナ保険証」+「資格情報の画面(マイナポータル)」
- (2)「マイナ保険証」+「資格情報のお知らせ」

※マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付します。

この資格確認書を医療機関・薬局の窓口で提示し、資格確認を行うことで、保険証と同じように一定の窓口負担で医療を受けることができます。



3 医療機関で支払う費用

●自己負担割合

医療機関での受診時、「一般Ⅰ」、「低所得者Ⅱ」及び「低所得者Ⅰ」に該当する人にはかかった医療費の「1割」を、「一般Ⅱ」に該当する人には「2割」を、「現役並み所得者」に該当する人には「3割」を自己負担していただきます。自己負担割合は、前年の所得により毎年判定します。

ア 現役並み所得者

世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる人。ただし、次のいずれかの場合は「1割」又は「2割」負担になります。

- ①同じ世帯に被保険者が1人の場合、被保険者の収入額が383万円未満
- ②同じ世帯に被保険者が2人以上いる場合、被保険者全員の収入合計額が520万円未満
- ③同じ世帯に被保険者が1人で、被保険者の収入額が383万円以上の場合、同じ世帯の70歳以上75歳未満の方も含めた収入合計額が520万円未満
- ④同じ世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる場合、被保険者全員の旧ただし書所得（総所得金額等－住民税の基礎控除額）の合計額が210万円以下

イ 一般Ⅱ

世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる人で、下記①または②に該当する人（現役並み所得者は除く）

- ①世帯に被保険者が1人で「年金収入＋その他合計所得金額」が200万円以上
- ②世帯に被保険者が2人以上で「年金収入＋その他合計所得金額」が320万円以上

ウ 一般Ⅰ

現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅱ及び低所得者Ⅰ以外の人

エ 低所得者Ⅱ

世帯の全員が住民税非課税で、低所得者Ⅰ以外の人

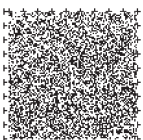
オ 低所得者Ⅰ

世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費及び控除（年金の所得は、控除額を80万円として計算。給与所得は10万円を控除）を差し引いたときに0円となる人並びに老齢福祉年金受給者

●入院時の食事代の標準負担額

入院時の食事代は保険の対象外となり、次のとおり定額負担となります。

現役並み所得者	・ 一般	1食あたり490円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	1食あたり230円
	過去12カ月で90日を超える入院	1食あたり180円※
低所得者Ⅰ		1食あたり110円



※一部280円の場合があります。

※適用を受けるためには、90日経過後に保険年金課（本庁舎1階13番窓口）又は各総合支所の窓口で「長期入院該当」の申請が必要です。

●「療養病床」入院時の食費及び居住費の標準負担額

療養を主とする「療養病床」への入院時には、食費及び居住費がかかります。

		1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者	・ 一般	490円（※450円の医療機関も一部あります。）	370円
低所得者Ⅱ		230円	370円
低所得者Ⅰ	下記以外の人	140円	370円
	老齢福祉年金受給者	110円	0円

●高額療養費

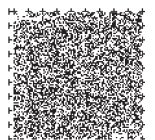
同じ月内の1カ月の医療費自己負担額が、後期高齢者医療制度の加入者（被保険者）の区分ごとに次の限度額を超えた場合は、超えた金額が高額療養費として支給されます。

支給の対象となる人には、診療月から概ね3カ月後に、広域連合から「高額療養費支給申請書（初めて高額療養費の支給対象となった人）」又は「振込通知書（既に振込口座の登録がある人）」が届きます。高額療養費支給申請書が届いた人は、振込口座等を記入のうえ、申請書を市役所保険年金課へ返送してください。一度申請をされると、それ以降は、自動的に支払い手続きを行い、広域連合からお支払いする金額等をハガキ（振込通知書）でお知らせしています。

ただし、医療費のうち、入院時の食事代、保険のかかない差額ベッド代などは、高額療養費の支給の対象外となり、自己負担となります。

また、病院等の窓口で支払った医療費は、所得控除の対象（医療費控除）となりますが、控除額は、医療費負担合計額から高額療養費・療養費の支給額を控除した額となります。

自己負担限度額			
適用区分		個人単位	世帯単位
		(外来のみ)	(外来及び入院)
現役並み所得者Ⅲ	住民税課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【140,100円】(※1)	
現役並み所得者Ⅱ	住民税課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【93,000円】(※1)	
現役並み所得者Ⅰ	住民税課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【44,400円】(※1)	
—	一般Ⅱ	18,000円(※2) (年間上限144,000円)	57,600円 【44,400円】(※3)
—	一般Ⅰ	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【44,400円】(※3)
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		8,000円	15,000円



※適用区分については、P83「自己負担割合」を参照してください。

(※1)【 】は、過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合（多数該当）の4回目以降の限度額です。

(※2)配慮措置により医療費が30,000円以上150,000円未満の場合は医療費の1割+3,000円。

(※3)【 】は、過去12カ月以内に「外来及び入院（世帯単位）」で4回以上高額療養費の支給があった場合（多数該当）の4回目以降の限度額です。

マイナ保険証を利用すると医療機関で自己負担限度額の適用区分の確認ができます。

また申請により資格確認書に適用区分を併記することができます。

●特定疾病の場合の自己負担額

厚生労働大臣が指定する、高額な治療を継続して受ける必要のある特定疾病の人は、「特定疾病療養受療証」を提示するか、マイナンバーカードによる電子的確認を受けることで、自己負担額が月額1万円となります。

該当する人は、特定疾病の医師の意見書を添付し、保険年金課（本庁舎1階13番窓口）又は各総合支所市民福祉課へ申請してください。

月の途中で75歳になる人の場合、その誕生月においては特例として、後期高齢者医療制度における自己負担額は、5,000円までとなります。

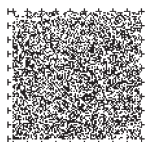
なお、厚生労働大臣が指定する特定疾病とは、次のようなものがあります。

- 人工透析が必要な慢性腎不全
- 血友病（先天性血液凝固因子障がいの一部）
- 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV）

●医療費の払い戻し

次のような場合、いったん全額が自己負担となりますが、申請して認められれば、自己負担分を除いて払い戻しをします。

	1	2	3	4
こんなとき	コルセットなどの補装具代がかかったとき（医師が必要と認めた場合）	はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき（医師が必要と認めた場合）	急病など緊急その他やむをえない理由で、医療機関に保険資格を確認できるものを提出できなかったとき	海外渡航中に診療を受けたとき（治療目的の渡航は除く。）



4 保険料

●保険料の計算は

保険料は、所得に応じて、後期高齢者医療制度の加入者（被保険者）一人ひとりに納めていただくもので、次の計算方法により、決定しています。保険料率は、鳥取県内同一で、2年ごとに見直されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{一人当りの} \\ \text{保険料} \\ \text{(最高額80万円)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{52,138円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(前年総所得金額等-43万円)} \\ \times \\ \text{所得割率10.64\%} \\ \hline \end{array}$$

※上記は令和6年度の計算式です。

※保険料計算の100円に満たない端数金額は、切り捨てます。

※遺族年金、障害年金などは、総所得金額から除きます。

※所得割額の計算に用いる控除額43万円は、前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は減額されます。

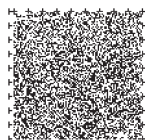
※現在、後期高齢者医療制度の加入者（被保険者）や世帯の所得に応じた保険料軽減措置などがとられています。

※令和6年度の所得割率10.64%は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は9.83%、58万円超の方は10.64%となります。

※次の方は令和6年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額80万円が73万円となります。

(1) 昭和24年3月31日以前に生まれた方

(2) 障害の認定を受け、被保険者資格を有している方（障害の認定を受けていた方が、令和6年4月1日以降に75歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く。）



●保険料の支払い方法

保険料は、原則として年金から天引き（特別徴収）されますが、希望により、口座振替へ変更もできます。年金から天引き（特別徴収）の対象となる人は、年金額が年額18万円（月額1万5,000円）以上で、保険料と介護保険料の合計が、年金額の2分の1以下の人です。年金からの天引き（特別徴収）ができない人や75歳になられたときなど、納付書で収めていただく場合もあります。

なお、年金天引きを止めて口座振替によりお支払いいただく場合、下記（1）および（2）の手続きが必要です。

（1）口座振替の手続き ①～③のいずれかの方法で手続きをしてください。

① 金融機関で口座振替の申込み

<必要なもの> ・決定通知書 ・預貯金通帳 ・お届け印

【ご利用できる金融機関】

- ・鳥取銀行 ・山陰合同銀行 ・鳥取信用金庫 ・みずほ銀行 ・島根銀行
- ・鳥取いなば農業協同組合 ・倉吉信用金庫 ・中国労働金庫 ・ゆうちょ銀行
- ・鳥取県信用農業協同組合連合会本所
- ・西日本信用漁業協同組合連合会鳥取支店

② キャッシュカードによる口座振替の申込み（ペイジー口座振替サービス）

保険年金課（本庁舎1階13番窓口）又は各総合支所市民福祉課で手続き

<必要なもの> ・決定通知書 ・キャッシュカード

【ご利用できる金融機関】

- ・鳥取銀行 ・山陰合同銀行 ・鳥取信用金庫 ・島根銀行 ・中国労働金庫
- ・ゆうちょ銀行 ・鳥取いなば農業協同組合

③ インターネットによる口座振替の申込み（Web口座振替受付サービス）

金融機関の専用受付サイトで手続き

【ご利用できる金融機関】

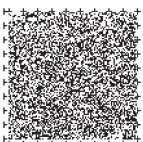
- ・鳥取銀行 ・山陰合同銀行

（2）年金天引き中止の手続き

上記申し込み後、口座振替の申込の控え（①の場合のみ）と本人確認書類（顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点）をお持ちになって、保険年金課（本庁舎1階13番窓口）又は各総合支所市民福祉課へお申し出ください。

※（2）の手続きをされないと（（1）の手続きだけでは）、年金からの天引き（特別徴収）は、止まりません。

※保険料は、所得控除（社会保険料控除）の対象となります。希望者には毎年1月頃、保険料納付済額のお知らせを発行していますので、必要な場合は、保険年金課（本庁舎1階13番窓口）へ申し込んでください。



5 葬祭費の支給

後期高齢者医療制度の加入者（被保険者）が死亡したときは、その葬儀を行った人に対して、葬祭費2万円を支給します。保険年金課（本庁舎1階13番窓口）又は各総合支所市民福祉課へ申請してください。

6 高齢者健康診査の実施

後期高齢者医療制度の加入者を対象に、高齢者健康診査を実施しています。内容は、問診、身体計測、血圧測定、血液検査などで、一定の基準のもと、医師が必要と判断した場合のみ、心電図、貧血検査が追加されます。

毎年、6月末頃に対象者に受診券を送付していますので、受診の際には、受診券と、保険資格を確認できるもの及び自己負担金（500円）を持参してください。なお、6月以降に後期高齢者医療制度に加入された人には、加入月の翌月末に受診券を送付します。

（61ページをご覧ください。）

7 高額医療・高額介護合算制度

後期高齢者医療制度と介護保険の両方から給付を受けたとき、1年間の両方の自己負担額を合計して一定額を超えた場合は、その超過金額が高額介護合算療養費として支給されます。対象期間は毎年8月1日からの1年間で、所得区分ごとに、次項の表のとおり上限額が決められています。

高額医療・高額介護合算制度に該当する場合は、後期高齢者医療制度の担当課である保険年金課（本庁舎1階13番窓口）又は各総合支所市民福祉課窓口に、「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出してください。申請書に記載された申請者名と振込口座名義が異なる場合は、委任状（様式は、自由）が必要です。

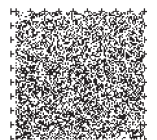
申請から約3カ月後、医療分・介護分それぞれの負担割合に応じた還付金が、申請のあった口座に振り込まれます。

なお、合算は医療保険ごととなるため、同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者（被保険者）のみ合算し、他の国民健康保険などの被保険者分は合算しません（11ページをご覧ください）。

●高額医療・高額介護合算制度における世帯の自己負担限度額

通常年度分（毎年8月1日～翌年7月31日までの1年間）

医療保険の所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般Ⅰ・Ⅱ	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円



8 交通事故で診療を受けたとき

交通事故などにより第三者（加害者）から傷害を受けた場合、医療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、届出をすれば、後期高齢者医療制度で診療を受けることができます。この場合、一時的に後期高齢者医療保険で医療費を立て替え、後日加害者に対して過失の割合に応じた医療費を請求します。なお、届出の前に示談を済ませてしまうと、請求できなくなる場合があります。

申請に必要なもの

- 本人確認書類（顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点）、印鑑、交通事故証明書（後日提出可）

申請場所

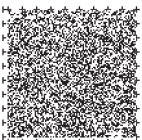
- 保険年金課（本庁舎1階13番窓口）
- 各総合支所 市民福祉課

9 ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に開発された新薬（先発医薬品）の特許が切れてから、同じ有効成分を使って作られた安価な薬です。

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分を使っているため、効果・効能もほとんど新薬と同じで、開発コストが抑えられるため、価格が新薬より安く、利用することで、医療費を節約することができます。

なお、国の審査機関で新薬と同レベルの品質・有効性・安全性が確認されていますが、同じ有効成分を使っている場合でも添加物などが違うこともあり、ほかの薬や食べ物などとの飲み合わせが変わってくる場合がありますので、ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師と相談しながら利用しましょう。



11 関連施設

■ 福祉センター

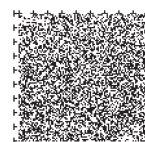
施設の名称		所在地	電話番号
鳥取市総合福祉センター	さざんか会館	富安二丁目104-2	0857-29-7151
	高齢者福祉センター	富安二丁目104-1	0857-29-5252
鳥取市障害者福祉センター（さわやか会館）		富安二丁目96	0857-27-3338

■ 幼稚園

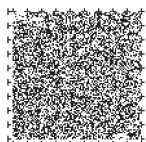
区分	施設名	電話	所在地
市立	福部未来学園幼稚園	0857-75-2146	福部町高江188
市立	河原幼稚園	0858-85-2750	河原町長瀬48-1
市立	こじか幼稚園	0857-84-2251	鹿野町鹿野583-3
私立	愛真幼稚園	0857-22-3044	西町一丁目226
私立	小さき花園幼稚園	0857-26-5141	西町一丁目455
私立	鳥取ルーテル幼稚園	0857-24-7301	元大工町46
国立	鳥取大学附属幼稚園	0857-28-0010	湖山町北二丁目465

■ 保育園

区分	施設名	電話	所在地	定員	開園時間	土曜午後 開園時間	一時 預かり
市立	賀露保育園	0857-28-1344	賀露町北二丁目2-15	140	7:30~18:00	18:00まで	
市立	美保保育園	0857-22-6291	吉成二丁目13-8	200	7:00~19:30	18:00まで	
市立	みたから保育園	0857-22-4245	寿町501	90	7:00~19:30	18:00まで	
市立	富桑保育園	0857-22-6209	行徳三丁目705-1	140	7:00~19:30	18:00まで	
市立	倉田保育園	0857-53-1373	八坂169-1	50	7:00~19:00	18:00まで	
市立	美和保育園	0857-53-2645	上味野545	100	7:30~18:00	18:00まで	
市立	湖南保育園	0857-57-0116	松原419-2	50	7:30~18:00	18:00まで	
市立	白ゆり保育園	0857-22-5712	面影一丁目8-16	80	7:30~18:00	18:00まで	
市立	豊実保育園	0857-22-4974	野坂927	50	7:30~18:00	18:00まで	
市立	千代保育園	0857-23-7049	江津730	100	7:00~19:30	18:00まで	
市立	みやこ保育園	0857-24-8530	国府町中郷895	130	7:00~19:00	18:00まで	
市立	さつき保育園	0857-24-8529	国府町谷15-2	55	7:00~19:00	12:30まで	
市立	福部保育園	0857-75-2053	福部町海士345-1	90	7:00~19:00	18:00まで	
市立	河原保育園	0858-85-2750	河原町長瀬48-1	130	7:00~19:00	18:00まで	○



区分	施設名	電話	所在地	定員	開園時間	土曜午後 開園時間	一時 預かり
市立	西郷保育園	0858-85-2633	河原町牛戸13-1	30	7:30~18:00	※合同保育	
市立	散岐保育園	0858-85-1788	河原町佐貫755-6	45	7:30~18:00	※合同保育	
市立	もちがせ保育園	0858-87-3600	用瀬町別府808	100	7:30~19:00	18:00まで	○
市立	さじ保育園	0858-88-0850	佐治町古市130-1	45	7:30~18:00	12:30まで	
市立	ひかり保育園	0857-82-0508	気高町宝木937	90	7:00~19:00	18:00まで	○
市立	浜村保育園	0857-82-0101	気高町八幡388-1	190	7:00~19:00	18:00まで	
市立	こじか保育園	0857-84-2251	鹿野町鹿野583-3	45	7:00~19:00	18:00まで	○
市立	すくすく保育園	0857-85-0430	青谷町青谷604	150	7:00~19:00	18:00まで	○
公設 民営	白兔保育園	0857-59-1144	伏野193-5	70	7:00~19:00	18:00まで	
私立	津ノ井保育園	0857-51-8227	津ノ井246-1	110	7:00~19:00	19:00まで	
私立	松保保育園	0857-28-0474	布勢91-1	160	7:00~19:00	19:00まで	○
私立	のぞみ保育園	0857-53-4250	数津94-8	130	7:00~19:00	19:00まで	
私立	よねさと保育園	0857-53-0411	中大路49-1	130	7:00~19:00	19:00まで	
私立	久松保育園	0857-36-3636	東町一丁目208	100	7:00~19:00	18:00まで	
私立	鳥取あすなろ保育園	0857-23-3565	江津571-2	160	7:00~19:00	18:00まで	
私立	賀露みどり保育園	0857-28-1278	賀露町南四丁目10-3	90	7:00~18:30	18:00まで	
私立	浜坂保育園	0857-27-7878	浜坂六丁目4-18	110	7:00~19:00	18:30まで	
私立	めぐみ保育園	0857-27-1310	吉方町一丁目201	150	7:00~19:00	19:00まで	○
私立	とうごう保育園	0857-53-1321	西今在家205-1	20	7:30~18:00	12:30まで	○
私立	浜坂江津クローバー保育園	0857-30-7222	江津1258	65	7:30~18:30	18:30まで	

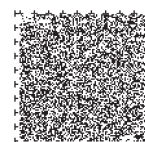


■ 認定こども園

区分	施設名	電話	所在地	定員	開園時間	土曜午後 開園時間	一時 預かり
私立	さくら幼稚園・さくら保育園	0857-23-4818	桜谷347	267	7:00~19:00	18:00まで	
私立	ひかりこども園	0857-28-3101	湖山町北三丁目405	120	7:00~19:00	19:00まで	
私立	鳥取第四幼稚園	0857-51-8780	的場151	130	7:30~19:00	18:00まで	
私立	鳥取第二幼稚園	0857-25-5525	西品治856	135	7:30~19:00	18:00まで	
私立	稲葉幼稚園・稲葉保育園	0857-26-5656	滝山449-1	90	7:30~19:00	18:00まで	
私立	とっとり まなびや園	0857-38-3218	千代水二丁目50	236	7:00~18:30	18:00まで	
私立	鳥取第一幼稚園	0857-22-5502	吉方温泉一丁目620-1	60	7:30~19:00	18:00まで	
私立	鳥取第三幼稚園	0857-23-3305	浜坂三丁目16-3	77	7:30~19:00	18:00まで	
私立	鳥取第五幼稚園	0857-59-1177	美萩野二丁目233	20	7:30~19:00	18:00まで	
私立	よしなり まなびや園	0857-30-6636	吉成713	137	7:00~18:30	18:00まで	
私立	鳥取みどり園	0857-22-2662	立川町五丁目417	130	7:00~19:00	19:00まで	
私立	わかば台こども園	0857-52-6126	若葉台南二丁目205-2	120	7:00~19:00	19:00まで	
私立	さとにこども園	0857-28-4392	里仁27	150	7:00~19:00	19:00まで	
私立	むつみこども園	0857-22-5004	二階町四丁目201	185	7:00~19:00	19:00まで	
私立	こども園かける	0857-22-5855	立川町五丁目260-6	120	7:30~19:00	19:00まで	○
私立	認定こども園ぱっか	0858-72-2468	吉成二丁目246-4	20	7:30~18:30	18:30まで	
私立	かんろこども園	0857-22-6529	立川町六丁目172	205	7:00~19:00	19:00まで	
私立	わかばこども園	0857-22-2559	吉方温泉一丁目322	115	7:00~19:00	19:00まで	
私立	大正こども園	0857-22-6289	徳尾134-1	130	7:00~19:00	19:00まで	
私立	城北こども園	0857-54-1911	青葉町三丁目121-1	150	7:00~19:30	18:00まで	○
私立	こやまこども園	0857-28-1573	湖山町南一丁目825	121	7:00~19:00	19:00まで	

■ 小規模保育事業

区分	施設名	電話	所在地	定員	開園時間	土曜午後 開園時間	一時 預かり
私立	コモド第一保育園	0857-50-1160	末広温泉町132	12	7:30~18:30	13:00まで	
私立	アートチャイルドケア湖山くれよん保育園	0857-30-5875	湖山町北一丁目435	18	7:30~19:30	12:00まで	
私立	ニチキッズ鳥取駅南保育園	0857-39-7566	興南町113-2 自然堂ビル1階	17	7:30~19:30	18:30まで	
私立	コモド第二保育園湖山	0857-30-6702	湖山町東三丁目1	12	7:30~18:30	13:00まで	
私立	ニチキッズ富安保育園	0857-36-8555	富安二丁目35 鷺鳴学園ビル2階	19	7:30~19:30	18:30まで	
私立	アートチャイルドケア北園くれよん保育園	0857-30-4351	覚寺61-4	18	7:30~19:30	12:00まで	
私立	江津クローバー保育園	0857-20-3942	江津1247-3	12	7:30~18:30	18:30まで	
私立	ニチキッズ吉成保育園	0857-36-9622	吉成255-1	19	7:30~19:30	18:30まで	
私立	大覚寺ひまわり保育園	0857-32-8517	大覚寺15-5	19	7:30~19:00	19:00まで	
私立	ひかりのこ保育園	0857-30-5245	湖山町北六丁目334-2	18	7:30~19:00	12:00まで	
私立	コモド第三保育園瓦町	0857-50-0616	瓦町261	12	7:30~18:30	13:00まで	
私立	ゆりかご保育園	0857-28-6806	湖山町北五丁目167	8	7:30~18:30	13:30まで	



12 各種相談窓口

●社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉を支援・推進する団体です。地域の福祉に関するご相談やサービスについて、お気軽にお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
鳥取市社会福祉協議会（さざんか会館内）	富安二丁目104-2	☎0857-24-3180
障害者福祉センター（さわやか会館）	富安二丁目96	☎0857-27-3338
国府町総合福祉センター	国府町糸谷15-1	☎0857-22-1880
福部町総合福祉センター	福部町海士1013-1	☎0857-75-2337
河原町総合福祉センター	河原町渡一木277-1	☎0858-76-3125
用瀬町総合福祉センター	用瀬町別府96-2	☎0858-87-2302
佐治町総合福祉センター	佐治町加瀬木2171-2	☎0858-89-1022
気高町総合福祉センター	気高町浜村8-8	☎0857-82-2727
鹿野町総合福祉センター	鹿野町今市651-1	☎0857-84-3113
青谷町総合福祉センター	青谷町露谷53-5	☎0857-85-0220

無料相談事業

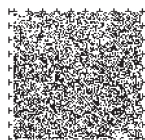
場所：富安二丁目104-2 さざんか会館 又は各総合福祉センター
（問い合わせ先は上記参照）

相 談 名	相 談 内 容	相 談 員
心配ごと相談	生活上の困りごとなど	民生委員・児童委員等
法律相談（要予約）	法律問題など全般	弁護士
司法書士相談（要予約）	金銭問題等	司法書士
人権相談	人権に関すること	人権擁護委員
行政相談	行政に関すること	行政相談員

●地域福祉相談センター

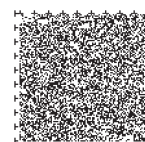
地域福祉に関する相談対応及び専門機関への相談取次窓口として、各中学校区に設置しています。

中学校区	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
東	東地域福祉相談センター	滝山374-1 （鳥取市東デイサービスセンター内）	☎0857-29-6292
西	西地域福祉相談センター	西品治280-1 （鳥取西デイサービスセンター内）	☎0857-37-2121
南	南地域福祉相談センター	的場二丁目1 （鳥取市南デイサービスセンター内）	☎0857-53-6558
	鳥取中央地域福祉相談センター	富安二丁目104-2 （鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課）	☎0857-24-3180



中学校区	施設名	所在地	電話番号
北	北第1地域福祉相談センター	秋里1181 (デイサービスセンター鳥取北内)	☎0857-20-2616
	北第2地域福祉相談センター	中町49 (はまゆう中町デイサービスセンター内)	☎0857-37-0881
江山学園	江山地域福祉相談センター	赤子田451 (美和あすなる内)	☎0857-53-5721
高草	高草第1地域福祉相談センター	大橋330 (高草あすなる内)	☎0857-39-1800
	高草第2地域福祉相談センター	服部204-1 (特別養護老人ホームはまゆう内)	☎0857-51-7838
湖東	湖東地域福祉相談センター	白兔8 (白兔あすなる内)	☎0857-59-0111
湖南学園	湖南地域福祉相談センター	松原253-1 (あすなる西ケアプランセンター内)	☎0857-54-6200
桜ヶ丘	桜ヶ丘地域福祉相談センター	津ノ井256-2 (鳥取市桜ヶ丘デイサービスセンター内)	☎0857-51-8991
中ノ郷	中ノ郷地域福祉相談センター	浜坂228-1 (いなば幸朋苑内)	☎0857-23-6611
国府	国府第1地域福祉相談センター	国府町糸谷15-1 (谷地区公民館内)	☎0857-22-1880
	国府第2地域福祉相談センター	国府町稲葉丘三丁目303 (老人保健施設ふたば内)	☎0857-23-1830
福部 未来学園	福部地域福祉相談センター	福部町海士1013-1 (福部砂丘温泉ふれあい会館内)	☎0857-75-2337
河原	河原第1地域福祉相談センター	河原町渡一木277-1 (河原町老人福祉センター内)	☎0858-76-3125
	河原第2地域福祉相談センター	河原町今在家842 (河原あすなる内)	☎0858-85-1411
千代南 (用瀬)	用瀬地域福祉相談センター	用瀬町別府96-2 (用瀬保健センター内)	☎0858-87-2302
千代南 (佐治)	佐治地域福祉相談センター	佐治町加瀬木2171-2 (佐治町老人福祉センター内)	☎0858-89-1022
気高	気高第1地域福祉相談センター	気高町浜村8-8 (気高町老人福祉センター内)	☎0857-82-2727
	気高第2地域福祉相談センター	気高町八幡268 (気高あすなる内)	☎0857-82-3971
鹿野学園	鹿野第1地域福祉相談センター	鹿野町今市651-1 (鹿野町老人福祉センター内)	☎0857-84-3113
	鹿野第2地域福祉相談センター	鹿野町今市80 (ル・サンテリオン鹿野内)	☎0857-84-3700
青谷	青谷地域福祉相談センター	青谷町露谷53-5 (青谷町老人福祉センター内)	☎0857-85-0220

※開所時間は、平日の午前9時～午後5時。



●民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員は、生活についての悩みごと、困りごとのよき相談相手となり、問題の早期発見に努め、援助者として適切な助言指導や関係機関への連絡・調整を行うなど、住民の身近にいて、住民の立場に立って地域福祉を推進しています。

活動内容 ●高齢者、障がいのある人、児童、ひとり親世帯、低所得者世帯などの福祉向上のための必要な援助について、福祉事務所や児童相談所などの関係行政機関に協力するとともに、社会福祉協議会との事業連携、各種社会福祉調査活動など様々な地域福祉活動を行っています。

問い合わせ ●地域福祉課 福祉企画係 ☎0857-30-8202

●各相談窓口・相談事業をご利用ください。

こころの相談窓口

鳥取いのちの電話 (毎日12:00~21:00) ☎0857-21-4343

自殺予防いのちの電話 (毎月10日8:00~翌日8:00) ☎0120-783-556

くらし110番相談

市民生活の困りごとを相談員が受け付けます。

【受付時間】 平日の午前8時30分~午後5時15分

【問い合わせ】 くらし110番 ☎0857-20-4894

消費生活相談

訪問販売トラブルなど消費生活に関する相談を、専任の相談員が受け付けます。

【受付時間】 平日の午前8時30分~午後5時15分 (市役所閉庁日 (土日祝日・年末年始) を除きます。)

【問い合わせ】 消費生活センター ☎0857-20-3863

※市役所閉庁日 (土日祝日・年末年始) は「消費者ホットライン 188 (局番なし)」をご利用ください。

市民相談

市の業務について、どこに相談したらよいかわからないときは、総合案内・市民総合相談課をご利用ください。

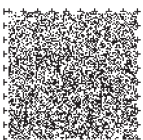
【受付時間】 平日の午前8時30分~午後5時15分 (市役所閉庁日 (土日祝日・年末年始) を除きます。)

【問い合わせ】 市民総合相談課 (本庁舎) ☎0857-30-8181

鳥取市が行っている無料相談事業

相談名	相談内容	相談員	お問い合わせ先
法律相談 (要予約)	法律問題など全般	鳥取県弁護士会	市民総合相談課 ☎0857-30-8181
人権・生活相談	人権に関すること 生活上の悩みなど	カウンセラー 人権相談員	中央人権福祉センター ☎0857-24-8241

※各種相談会のお知らせは、とっとり市報で随時行います。



◆ 福祉のてびきご利用にあたり ◆

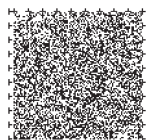
- 制度によっては、細かな条件、助成枠、自己負担などがある場合もありますので、利用にあたっては、担当課、相談窓口にご相談ください。
- 平成28年1月よりマイナンバーの利用が始まり、各種手続等に個人番号カード等の提示が求められる場合があります。詳しくは、担当課にご確認ください。

マイナンバーを使用する主な事務と担当課

担当課	マイナンバーを使用する主な事務
長寿社会課	介護保険に関する事務 高齢者福祉施設入所等措置・費用徴収に関する事務
障がい福祉課	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に関する事務 障害福祉サービスに関する事務、障害児通所給付等に関する事務 補装具に関する事務 自立支援医療費（育成医療・更生医療・精神通院医療）に関する事務 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当に関する事務
生活福祉課	生活保護に関する事務 戦没者・戦傷病者特別給付の支給に関する事務 戦没者遺族特別弔慰金の支給に関する事務 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務
保険年金課	国民健康保険に関する事務、国民年金に関する事務 後期高齢者医療に関する事務 未熟児養育医療の給付に関する事務
子ども未来課	児童手当に関する事務、児童扶養手当に関する事務 母子家庭自立支援給付の支給に関する事務、母子・父子・寡婦福祉資金貸付に関する事務
幼児保育課	保育所・幼稚園等に関する事務
保健医療課	予防接種に関する事務、予防接種健康被害給付金の支給に関する事務 結核・感染症患者医療費公費負担に関する事務 指定難病等医療費助成に関する事務 指定難病要支援者証明事業に関する事務
健康づくり推進課	一般健康診査の実施に関する事務
子ども家庭センター	母子生活支援に関する事務 母子健康手帳の交付に関する事務 母子保健指導、新生児・妊産婦・未熟児訪問指導に関する事務 母子健康診査に関する事務

このほかに、国の機関や県の事務にもマイナンバーが利用されます。

- 本書の内容は、令和6年12月現在でとりまとめています。今後、制度改正などにより内容が変更される場合があります。その場合は、市報、ホームページなどでお知らせします。



◆ 福祉・保健に関する相談・問い合わせ先 ◆

内 容	担 当 課 (場所)	電話番号
介護保険に関すること 高齢者福祉に関すること	長寿社会課 (本庁舎1階) choju@city.tottori.lg.jp	0857-30-8211 30-8212
介護予防に関すること	鳥取市中央包括支援センター chuohokatsu@city.tottori.lg.jp	0857-20-3457
障がい者福祉に関すること	障がい福祉課 (本庁舎1階) syougai-fukushi@city.tottori.lg.jp	0857-30-8217 30-8454
生活保護に関すること 戦傷病者・戦没者の遺族への援護に関すること	生活福祉課 (本庁舎1階) fukushi@city.tottori.lg.jp	0857-20-3472 20-3473
国民健康保険に関すること 特別医療費助成に関すること 国民年金に関すること 後期高齢者医療制度に関すること	保険年金課 (本庁舎1階) hoken@city.tottori.lg.jp	0857-30-8222 30-8223 30-8224 30-8225
保育園に関すること 児童福祉に関すること	幼児保育課 (駅南庁舎) youji-hoiku@city.tottori.lg.jp	0857-30-8237 30-8238
ひとり親家庭に関すること 児童福祉に関すること	こども未来課 (駅南庁舎) kodomo-mirai@city.tottori.lg.jp	0857-30-8239
成人及び高齢者の健康管理に関すること	健康づくり推進課 (駅南庁舎) kenkodukuri@city.tottori.lg.jp	0857-30-8581 30-8585
健康診査に関すること	健康づくり推進課 健診推進室 (駅南庁舎) kenshin@city.tottori.lg.jp	0857-20-0320
母子保健に関すること 子育て相談・養育に関すること 児童虐待防止に関すること 家庭・女性相談に関すること	こども家庭センター (駅南庁舎) kodomo-soudan@city.tottori.lg.jp	0857-20-0122 20-3463 30-8587 30-8588
子どもの発達に関すること 就学相談・教育相談等に関すること	こども発達支援センター (駅南庁舎) kodomo-hattatsut@city.tottori.lg.jp	0857-30-8561 30-8562
母子保健、成人および高齢者の健康管理、予防接種、健康診査、子育て相談に関すること (東中学校区、桜ヶ丘中学校区、国府中学校区に限る。)	鳥取東保健センター (国府町総合支所内) higashikenko@city.tottori.lg.jp	0857-30-8659

◆ 鳥取市保健所における保健・医療に関する問い合わせ先 ◆

内 容	担 当 課 (場所)	電話番号
心の健康、精神疾患、精神障がいについて (うつ、統合失調症、依存症、ひきこもり、高次脳機能障がい等) の相談に関すること	保健医療課 (駅南庁舎) 心の健康支援室 kokoro-support@city.tottori.lg.jp	0857-22-5616
予防接種に関すること	保健医療課 (駅南庁舎)	0857-30-8640
特定医療費 (指定難病) 医療費助成、肝炎ウイルス初回精密検査費用の助成、肝炎定期検査費用の助成、石綿健康被害救済制度に関すること	保健医療課 (駅南庁舎) iryohoken@city.tottori.lg.jp	0857-30-8532

◆ 各総合支所市民福祉課 ◆

国府町総合支所 市民福祉課	国府町宮下1221 0857-30-8654	佐治町総合支所 市民福祉課	佐治町加瀬木2519-3 0858-71-1914
福部町総合支所 市民福祉課	福部町細川1668 0857-30-8664	気高町総合支所 市民福祉課	気高町浜村282-1 0857-30-8674
河原町総合支所 市民福祉課	河原町渡一木277 0858-71-1724	鹿野町総合支所 市民福祉課	鹿野町鹿野1517 0857-30-8684
用瀬町総合支所 市民福祉課	用瀬町用瀬832 0858-71-1894	青谷町総合支所 市民福祉課	青谷町青谷667 0857-30-8694

● 鳥取市役所本庁舎 ●



● 鳥取市役所駅南庁舎 ●



発行・お問い合わせ先

鳥取市 福祉部 地域福祉課

〒680-8571
鳥取市幸町71 (本庁舎)
TEL 0857-30-8202
FAX 0857-20-3906